8 制度名	国民年金保険料の免除		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請をして承認されると国民年金保険料の全額または一部が免除されます。		
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた方		
必要書類	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金などの支給金額を確認できる証明書の写し等		
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044－200－2640）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 川崎区（044－201－3155）　幸区（044－556－6621）　宮前区（044－856－3154） 大師支所（044－271－0159）　中原区（044－744－3206）　多摩区（044－935－3165） 田島支所（044－322－1987）　高津区（044－861－3176）　麻生区（044－965－5153）		

9 制度名	市税（個人の市民税・県民税、固定資産税、都市計画税）の減免		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	天災（震災、風水害など）等が発生し、市税を納めるに当たって困難な事情がある場合に、申請することにより市税の減免を受けることができます。 ※個人の市民税・県民税については、前年の合計所得金額が１千万円を超える者を除く。		
対象	床上浸水等の被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑		
受付	お住まいの区を管轄する市税事務所までご相談ください。		

	市民税（課・担当）	固定資産税・都市計画税（土地）	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）
かわさき市税事務所 ※川崎区・幸区	044－200－3882	044－200－3956	044－200－3958
こすぎ市税分室 ※中原区	044－744－3231	044－744－3241	044－744－3245
みぞのくち市税事務所 ※高津区・宮前区	044－820－6560	044－820－6565	044－820－6567
しんゆり市税事務所 ※多摩区・麻生区	044－543－8958	044－543－8971	044－543－8973

10 制度名	災害見舞金及び弔慰金		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	○火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例に基づき、見舞金及び弔慰金を支給します。 ○災害見舞金及び弔慰金の支給額は次のとおりです。		

被災の種類	支給額		
	2人以上の世帯	単身世帯	備考
全焼・全壊・流失	5万円	3万円	
半焼・半壊	3万円	2万円	
床上浸水	1万円	5千円	生活保護世帯は2千円を加算
死亡者	1人10万円		
重傷者	1人5万円		

対象	（1）市内において、火災、風水害その他異常な災害により被災したとき （2）市内に居住する者が交通事故により死亡したとき （3）労働基準法または労働者災害補償保険法の適用を受ける災害で、次のいずれかに該当するとき ア　市内の事業所で労働者が業務上の事由により死亡したとき イ　市内に居住する労働者が市外の事業所で業務上の事由により死亡したとき
必要書類	各区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。
所管局	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044－200－2628）
受付	地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課

川崎区（044－201－3228）	幸区（044－556－6643）	宮前区（044－856－3281）
大師支所（044－271－0148）	中原区（044－744－3252）	多摩区（044－935－3295）
田島支所（044－322－1981）	高津区（044－861－3302）	麻生区（044－965－5156）

11 制度名	災害弔慰金		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害により死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。		

生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円

対象	災害により死亡された方のご遺族のうち、死亡した方の　①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹のうち、いずれかおひとり
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044－200－2628）

12 制度名	災害障害見舞金		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円		
対象	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 （1）両眼が失明した人 （2）咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 （5）両上肢をひじ関節以上で失った人 （6）両上肢の用を全廃した人 （7）両下肢をひざ関節以上で失った人 （8）両下肢の用を全廃した人 （9）精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人		
必要書類	災害障害見舞金診断書（第1号様式）等		
受付	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044－200－2628）		

13 制度名	被災者生活再建支援制度		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免

支援内容

○被災者生活再建支援法に基づき、令和元年東日本台風により、居住する住宅が全壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援します。

○支給額は、以下の２つの支援金の合計額となります。
※単身世帯は、各該当額の金額の４分の３の額となります。

（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	50 万円

（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※所得制限や使途制限はありません。

対象

令和元年東日本台風により、下記の被災をされた世帯が対象です。
（１）住宅が全壊した世帯（全壊）
※被害区分が「全壊」である「り災証明書」が必要です。
（２）住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体）
※被害区分が「半壊」又は「大規模半壊」である「り災証明書」が必要です。
（３）住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯（敷地被害解体）
※「り災証明書」が必要です。
（４）住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）
※被害区分が「大規模半壊」である「り災証明書」が必要です。
※被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き地、別荘、他人に貸している物件等は対象になりません。また、令和元年東日本台風については、長期避難の該当はありません。

必要書類

り災証明書、住民票、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた書類が必要になる場合があります。）
被災者生活再建支援金支給申請書
【URL】https://www.tkai.jp/Portals/0/pdf/reconstruction/2019_5_sinsei.pdf
公益財団法人都道府県センターパンフレット（参考）
【URL】https://www.tkai.jp/Portals/0/pdf/reconstruction/2019_5_pamph.pdf

所管局

健康福祉局総務部庶務課（044－200－0434）

受付

地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課

川崎区（044－201－3228）	幸区（044－556－6643）	宮前区（044－856－3254）
大師支所（044－271－0148）	中原区（044－744－3252）	多摩区（044－935－3295）
田島支所（044－322－1981）	高津区（044－861－3302）	麻生区（044－965－5156）

14 制度名	川崎市令和元年東日本台風災害支援金支給制度		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害支援金３０万円を支給します。 ※所得制限や使途制限はありません。		
対象	被災者生活再建支援制度の対象とならない、令和元年東日本台風によって浸水した住宅（店舗併用住宅を含む）・住戸に居住する世帯の世帯主。 ※住民登録上の同一世帯人に限り、代理申請が可能です。 ※住宅の所有者であっても、実際に居住していない場合は対象となりません。 ※共同住宅は、２階以上の住戸及び１階の共用部分のみの浸水は対象となりません。		
必要書類	申請書、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた書類が必要になる場合があります。） ※り災証明書の交付を受けた世帯主で、本制度の対象となる方に、申請書を送付します。		
受付	健康福祉局総務部庶務課被災支援給付担当（コールセンター）（044-200-0220）		

15 制度名	住民票の写し等の交付手数料の免除		
カテゴリ	一般	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 （1）住民票の写し※広域交付・除票を含む （2）住民票記載事項証明書 （3）印鑑登録証明書 （4）戸籍謄（抄）本及び戸籍（全部・個人）事項証明書 （5）除籍謄（抄）本及び除籍（全部・個人）事項証明書 （6）戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書 （7）除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書 （8）戸籍届出記載事項証明書 （9）戸籍の附票の写し（除附票を含む） （10）身分証明書 （11）不在住証明書 （12）不在籍証明書		
対象	震災・風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）		
所管局	市民文化局戸籍住民サービス課（044－200－2259）		
受付	各区の窓口は以下のとおりです。 川崎区：川崎区役所区民課（044－201－3129） 大師支所区民センター（044－271－0138） 田島支所区民センター（044－322－1969） 川崎行政サービスコーナー（044－244－1371） 幸区：幸区役所区民課（044－556－6711） 幸区役所日吉出張所（044－599－1121） 中原区：中原区役所区民課（044－744－3108） 小杉行政サービスコーナー（044－722－8685） 高津区：高津区役所区民課（044－861－3167） 高津区役所橘出張所（044－777－2355） 溝口行政サービスコーナー（044－814－7500） 宮前区：宮前区役所区民課（044－856－3197） 宮前区役所向丘出張所（044－866－6461） 鷺沼行政サービスコーナー（044－852－8471） 多摩区：多摩区役所区民課（044－935－3214） 多摩区役所生田出張所（044－712－3109） 登戸行政サービスコーナー（044－933－3000） 菅行政サービスコーナー（044－945－2730） 麻生区：麻生区役所区民課（044－965－5212） ※郵送での申請等については、郵送請求事務センター（044－987－6111）にご相談ください。		

16 制度名	災害援護資金		
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付

支援内容

○災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

○貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	（1）世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア　当該負傷のみ	150万円
	イ　家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ　住居の半壊	270万円
	エ　住居の全壊	350万円
	（2）世帯主の1か月以上の負傷がない場合	
	ア　家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ　住居の半壊	170万円
	ウ　住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
	エ　住居の全体の滅失または流失	350万円
貸付利率	無利子	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	１０年以内（据置期間を含む）	

対象

○以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

（1）世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

（2）家財の3分の1以上の損害

（3）住居の半壊または全壊・流出

○所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。

世帯人員	市町村税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、住居が焼失した場合は1,270万円とします。	

必要書類

災害援護資金借入申込書(第2号様式)、り災証明書（コピー可）、世帯員全員の記載された住民票、世帯全員の最新の（平成31年度）市・県民税課税証明書（生活保護受給世帯にあたっては被保護証明書）、世帯主に1か月以上の負傷がある場合においては療養見込期間を記載した医師の診断書等

所管局

健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044－200－2628）

受付

地域みまもり支援センター地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課

川崎区（044－201－3228）	幸区（044－556－6643）	宮前区（044－856－3281）
大師支所（044－271－0148）	中原区（044－744－3252）	多摩区（044－935－3295）
田島支所（044－322－1981）	高津区（044－861－3302）	麻生区（044－965－5156）

17 制度名	年金等担保貸付制度、労災年金担保貸付等		
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付
支援内容	○国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。 ○融資の条件などは次のとおりです。		

融資額	次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。 ①10万円～200万円の範囲内（※1万円単位　ただし資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。） ②受給している年金の0.8倍以内（※年額　所得税額に相当する額を除く） ③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額を概ね2年6カ月以内でご返済していただくことになります。）
保証人	連帯保証人が必要となります。 なお、信用保証機関による信用保証制度（保証料が必要）を利用する方法もあります（公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します）。
利率	最新の貸付利率はお申し込みの金融機関でご確認ください。 ※なお、福祉医療機構のホームページにも最新の貸付比率を掲載しています。

対象	次の年金証書をお持ちで、現在その年金を受給している方がご利用いただけます。 （1）国民年金・厚生年金保険年金証書 （2）国民年金証書 （3）厚生年金保険年金証書 （4）船員保険年金証書 ※厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から支払われる年金は、融資の対象とはなりません。 ※老齢福祉年金や特別障害給付金は、融資の対象となりません。 （5）労働者災害補償保険年金証書 ※石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は、融資の対象となりません。
必要書類	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課までお問い合わせください。
受付	独立行政法人福祉医療機構　年金貸付課（03－3438－0224）

18 制度名	社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度【緊急小口資金・福祉費（災害援護資金）】		
カテゴリ	一般	支援の種類	融資・貸付

支援内容

○生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

○生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護資金））」について貸付があります。

○それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。　※貸付には条件や審査があります。

貸付の種類	緊急小口資金	福祉費（災害援護資金）
貸付限度額	10 万円	150 万円
貸付利率	無利子	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てられない場合：年 1.5%
据置期間	資金交付日の属する月の翌月から 2 月以内	資金交付日の属する月の翌月から 6 月以内
償還期間	据置期間経過後 12 月以内	据置期間経過後 7 年以内

※このほか生活福祉資金には、教育支援資金、福祉資金、総合支援資金などがあります。
詳細は、各区社会福祉協議会にお問い合わせください。

対象

○低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯

○生活福祉資金の災害援護資金については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の災害援護資金の対象となる世帯は貸付対象となりません。

必要書類

各区社会福祉協議会にお問い合わせください。

所管局

健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当（044－200－2626）

受付

お住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。

川崎区（044－246－5500）	高津区（044－812－5500）	麻生区（044－952－5500）
幸区（044－556－5500）	宮前区（044－856－5500）	
中原区（044－722－5500）	多摩区（044－935－5500）	

19 制度名	後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証の再発行		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	○被保険者証がなくなってしまった場合、再発行します。 ○破れたり、汚れてしまった場合は、その被保険者証をお持ちください。 ※ご本人様が窓口にお越しいただいた場合は窓口で交付いたします。 「身分確認できるもの」が不十分な場合や、窓口にお越しいただいた方が代理人の場合は、簡易書留（介護保険は普通郵便）でお送りいたしますので御了承ください。		
対象	川崎市にお住まいの神奈川県後期高齢者医療保険または川崎市の介護保険に加入されている方で、被保険者証を破り、汚し、又は失った方		
必要書類	顔写真付の本人確認書類（運転免許証、旅券等）または個人番号カード、印鑑		
所管局	【後期高齢者医療について】健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044－200－2655） 【介護保険について】健康福祉局長寿社会部介護保険課（044-200-2691）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 川崎区（044－201－3154）　幸区（044－556－6721）　宮前区（044－856－3159） 大師支所（044－271－0159）　中原区（044－744－3204）　多摩区（044－935－3161） 田島支所（044－322－1987）　高津区（044－861－3175）　麻生区（044－965－5188）		

20 制度名	重度障害者医療証、成人ぜん息患者医療費助成制度医療証、公害医療手帳、石綿健康被害医療手帳の提示不要		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い、医療証等の紛失や、医療証等を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証等を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証等を持参した場合と同様に受診することができます。		
所管局	【重度障害者医療証】健康福祉局長寿・福祉医療課（044－200－2696） 【成人ぜん息患者医療費助成制度医療証】健康福祉局環境保健課（044－200－2487） 【公害医療手帳】健康福祉局環境保健課（044－200－2489） 【石綿健康被害医療手帳】（独）環境再生保全機構　石綿救済相談ダイヤル（0120-389-931）		

21 制度名	指定難病医療費助成制度		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	応急対応
支援内容	特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者の方が、令和元年東日本台風に伴う災害による被災に伴い医療受給者証の提示ができない場合でも、医療機関で当該医療受給者証の交付を受けていることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、医療受給者証を持参した場合と同様に受診することができます。 また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称が異なる場合でも受診することができます。 さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診することができます。		
所管局	健康福祉局長寿・福祉医療課（044－200－1979）		

22 制度名	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害救助法の適用市町村の住民の方で、後期高齢者医療保険に加入している場合、次の「対象となる方①～⑤」のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。（令和２年３月末まで） ※保険証無しでも医療機関等を受診できます。 ※後日、加入する保険者から確認が行われることがあります。 ※入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。		
対象	（１）住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。 （２）主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方 （３）主たる生計維持者の行方が不明である方 （４）主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方 （５）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方		
必要書類	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。		
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044－200－2655）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 川崎区（044－201－3154）　幸区（044－556－6721）　宮前区（044－856－3159） 大師支所（044－271－0159）　中原区（044－744－3204）　多摩区（044－935－3161） 田島支所（044－322－1987）　高津区（044－861－3175）　麻生区（044－965－5188）		

23 制度名	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害救助法の適用市町村の住民の方で、下記の対象の（1）～（5）のいずれかに該当する方は、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、介護サービス利用料について支払いが不要となります。（令和２年３月末まで） ※施設に入所されている方の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。		
対象	（1）住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方 ※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。 （2）主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方 （3）主たる生計維持者の行方が不明である方 （4）主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方 （5）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方		
必要書類	医療機関等の窓口では、特に必要なし※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。		
所管局	健康福祉局長寿社会部介護保険課（044－200－0447）		
受付	みまもり支援センター高齢・障害課、健康福祉ステーション介護認定給付担当 川崎区（044－201－3282）　幸区（044－556－6689）　宮前区（044－856－3238） 大師支所（044－271－0152）　中原区（044－744－3136）　多摩区（044－935－3187） 田島支所（044－322－1990）　高津区（044－861－3269）　麻生区（044－965－5146）		

24 制度名	障害福祉サービス等利用料の窓口での支払いの免除		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害救助法の適用市町村の住民の方で、下記の対象の（1）～（5）のいずれかに該当する方は、障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、障害福祉サービス利用料について支払いが不要となります。（令和２年３月末まで） ※食費などの実費はお支払いいただく必要があります。 ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要です。		
対象	（1）住家の全半壊、全半焼、またはこれに準ずる被災をされた方 （2）主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方 （3）主たる生計維持者の行方が不明である方 （4）主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方 （5）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方		
所管局	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（044－200－2675）		
受付	各区地域みまもり支援センター高齢・障害課、健康福祉ステーション高齢・障害担当		

川崎区	044－201－3215（身体障害・知的障害担当） 044－201－3213（精神障害担当）	044－201－3291（FAX）
大師支所	044－271－0162	044－271－0128（FAX）
田島支所	044－322－1984	044－322－1995（FAX）
幸区	044－556－6654（身体障害・知的障害担当） 044－556－6695（精神障害担当）	044－555－3192（FAX）
中原区	044－744－3296（身体障害・知的障害担当） 044－744－3297（精神障害担当）	044－744－3345（FAX）
高津区	044－861－3252（身体障害・知的障害担当） 044－861－3309（精神障害担当）	044－861－3249（FAX）
宮前区	044－856－3304（身体障害・知的障害担当） 044－856－3262（精神障害担当）	044－856－3163（FAX）
多摩区	044－935－3302（身体障害・知的障害担当） 044－935－3324（精神障害担当）	044－935－3396（FAX）
麻生区	044－965－5159（身体障害・知的障害担当） 044－965－5259（精神障害担当）	044－965－5206（FAX）

25 制度名	後期高齢者医療保険料の減免		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、保険料を支払うことが困難であると認められる方に対し、保険料を減免します。		
対象	現住する住宅ついて半焼、半壊、床上浸水と同等もしくはそれ以上の損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合		
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑		
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044－200－2655）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係 川崎区（044－201－3154）　幸区（044－556－6721）　宮前区（044－856－3159） 大師支所（044－271－0159）　中原区（044－744－3204）　多摩区（044－935－3161） 田島支所（044－322－1987）　高津区（044－861－3175）　麻生区（044－965－5188）		

26 制度名	後期高齢者医療保険料の徴収猶予		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	納付義務者が災害により被害を受けるなどして、後期高齢者医療保険料を一時に納付することができない場合、申請することにより保険料の徴収猶予が認められる場合があります。		
対象	災害により被害を受けるなどして、後期高齢者医療保険料を一時的に納付することができない方		
必要書類	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑		
所管局	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課（044－200－2655）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険収納係 川崎区（044－201－3153）　幸区（044－556－6697）　宮前区（044－856－3151） 大師支所（044－271－0163）　中原区（044－744－3109）　多摩区（044－935－3163） 田島支所（044－322－1976）　高津区（044－861－3173）　麻生区（044－965－5252）		

27 制度名	介護保険料の減免・徴収猶予		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	第１号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、またはその他財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することができない場合、納付義務者からの申請により、保険料を減免または徴収猶予することができます。		
対象	震災、風水害、火災その他により、住宅、家財、またはその他財産について著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することができない方		
必要書類	り災証明書等の災害の事実及び被害割合を証する書類（コピー可）、本人確認書類		
所管局	健康福祉局長寿社会部介護保険課（044－200－2691）		
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係		

川崎区（044－201－3154）	幸区（044－556－6721）	宮前区（044－856－3159）
大師支所（044－271－0159）	中原区（044－744－3204）	多摩区（044－935－3161）
田島支所（044－322－1987）	高津区（044－861－3175）	麻生区（044－965－5188）

28 制度名	福祉年金等の支給停止解除		
カテゴリ	ご高齢の方・障害等をお持ちの方	支援の種類	給付・減免
支援内容	所得制限により支給停止となっている福祉年金等の受給権者が被災された場合、被害金額が財産価格のおおむね２分の１以上である損害を受けたときには、支給停止が解除されます。		

福祉年金等の種類	支給停止の要件
老齢福祉年金	受給権者本人・配偶者・扶養義務者に基準を超える所得があるとき
２０歳前に初診のある障害基礎年金	受給権者本人に基準を超える所得があるとき
特別障害給付金	受給資格者本人に基準を超える所得があるとき

対象	所得制限により福祉年金等の支給が停止中であり、本人・配偶者等が被災し、被害金額について財産価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた方
必要書類	り災証明書（コピー不可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し
所管局	健康福祉局医療保険部保険年金課（044－200－2640）
受付	区民サービス部保険年金課、支所区民センター保険年金係

川崎区（044－201－3155）	幸区（044－556－6621）	宮前区（044－856－3154）
大師支所（044－271－0159）	中原区（044－744－3206）	多摩区（044－935－3165）
田島支所（044－322－1987）	高津区（044－861－3176）	麻生区（044－965－5153）

29 制度名	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。		
所管局	こども未来局こども家庭課（044－200－2695）		

30 制度名	避難に伴う認可保育所等の転園に係る特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	応急対応
支援内容	市内の認可保育所等を利用している方で、令和元年東日本台風により被災し、元々の住所から遠く離れた場所に避難しているため、現在の認可保育所等に通うことが困難である方について、避難先近隣の市内認可保育所等において受け入れ可能である場合に限り、令和２年３月末までの間、避難先近隣の認可保育所等を利用することができます。		
対象	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している児童の保護者で、床上浸水等の被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、本人確認書類、印鑑		
所管	こども未来局子育て推進部保育課（044－200－3727）		
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 川崎区（044－201－3219）　幸区（044－556－6688）　宮前区（044－856－3258） 大師支所（044－271－0150）　中原区（044－744－3263）　多摩区（044－935－3291） 田島支所（044－322－1999）　高津区（044－861－3250）　麻生区（044－965－5158）		

31 制度名	保育料の減免（認可保育所等）		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。		
対象	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用している児童の保護者で、床上浸水等の被害を受けた方		
必要書類	り災証明書、本人確認書類、印鑑		
所管	こども未来局子育て推進部保育課（044－200－3727）		
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 川崎区（044－201－3219）　幸区（044－556－6688）　宮前区（044－856－3258） 大師支所（044－271－0150）　中原区（044－744－3263）　多摩区（044－935－3291） 田島支所（044－322－1999）　高津区（044－861－3250）　麻生区（044－965－5158）		

32 制度名	台風第 19 号による被災者向け保育料補助金		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	私学助成の幼稚園や自治体に届出を行っている認可外保育施設を利用している方で、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風でり災した場合、令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に施設を利用し発生した保育料を対象に、補助を受けることができます。		
対象	次の条件すべてに該当する保護者が対象です。 （1）保護者及び児童が、令和元年 10 月 12 日時点において、川崎市に在住し、かつ住所を有していること。 （2）令和元年東日本台風により住居が被害を受け、り災証明書の交付を受けていること。		
必要書類	り災証明書の写し 保育料の領収書の写し（在籍する園が発行するもの） 預金通帳又はキャッシュカードの写し		
所管	【幼稚園に在園の方】こども未来局子育て推進部幼児教育担当（044－200－3179） 【認可外保育施設利用者】こども未来局子育て推進部保育課保育支援係（044－200－3128）		
受付	【幼稚園に在園の方】こども未来局子育て推進部幼児教育担当（044－200－3179） 【認可外保育施設利用者】こども未来局子育て推進部保育課保育支援係（044－200－3128）		

33 制度名	児童扶養手当の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限および認定請求等が出来ない方に対する支給開始時期の特例措置を講じます。		
対象	○これから児童扶養手当の認定請求等をする方 ○児童扶養手当を受給している方、または所得制限等で支給が停止中の方、かつ、本人・扶養義務者等が被災し、被害金額について財産価格の概ね２分の１以上の損害を受けた方		
必要書類	○児童扶養手当の新規認定請求をする方 （１）請求者と対象児童の戸籍謄本 （２）振込を希望する口座（普通口座に限る）の預金通帳 （３）請求者のマイナンバーを確認できる書類 （４）身元確認書類《１点でよいもの》マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等 《２点必要なもの》戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、生活保護費保護証明書 （５）り災証明書（コピー可） ※新規認定申請以外の方は、状況により書類が異なりますので、事前に担当部署までお問い合わせください。		
所管局	こども未来局こども家庭課（044－200－2709）		
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当		

川崎区（044－201－3219）	幸区（044－556－6688）	宮前区（044－856－3258）
大師支所（044－271－0150）	中原区（044－744－3263）	多摩区（044－935－3297）
田島支所（044－322－1999）	高津区（044－861－3250）	麻生区（044－965－5158）

34 制度名	児童手当の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対する児童手当について、認定請求等ができない方に対する支給開始時期の特例及び添付書類省略の特例措置を講じます。		
対象	これから児童手当の認定請求等をする方		
必要書類	（１）請求者の印鑑 （２）振込を希望する請求者名義の金融機関の預金通帳 （３）請求者のマイナンバーを確認できる書類 （４）身元確認書類《１点でよいもの》マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等 《２点必要なもの》戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、生活保護費保護証明書 （５）請求者本人が厚生年金に加入している場合は、健康保険証の写しまたは年金加入証明書 ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署までお問い合わせください。		
所管局	こども未来局こども家庭課（044－200－2674）		
受付	区民サービス部区民課住民記録第２係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当		

川崎区（044－201－3141）	幸区（044－556－6615）	宮前区（044－856－3141）
大師支所（044－271－0138）	中原区（044－744－3172）	多摩区（044－935－3152）
田島支所（044－322－1969）	高津区（044－861－3161）	麻生区（044－965－5121）

35 制度名	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対するひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年 12 月までの所得制限の適用外）を講じます。		
対象	ひとり親家庭等医療費助成について、所得制限で資格喪失中の方または所得制限を理由に未申請の方で、本人・扶養義務者等が被災し、被害金額（保険金額等により補充された金額を除く）が財産価格の概ね 2 分の 1 以上の損害を受けた方		
必要書類	り災証明書等（被災の状況が分かるもの）、健康保険証、印鑑（朱肉を使うもの）、申請者と児童の戸籍謄本、マイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類）、所得情報の照会に関する同意書（同居の親族等がいる場合のみ） ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署までお問い合わせください。		
所管局	こども未来局こども家庭課（044－200－2695）		
受付	区民サービス部保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金係		

川崎区（044－201－3277）	幸区（044－556－6722）	宮前区（044－856－3275）
大師支所（044－271－0159）	中原区（044－744－3202）	多摩区（044－935－3231）
田島支所（044－322－1987）	高津区（044－861－3178）	麻生区（044－965－5264）

36 制度名	特別児童扶養手当および特別障害者手当等の特別措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当ついて、所得制限、認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。		
対象	障害者・児のいる世帯（障害要件による制限あり）		
必要書類	《所得制限に係る特例措置》 ①被災状況証書【各手当により様式が一部異なります。】 ②被災状況のわかる書類【り災証明等（コピー可）】 《認定請求に係る特例措置》 ①災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかったことが証明できる書類【り災証明等（コピー可）】 ②その他認定請求に必要な書類（振込口座が分かるもの等） ※認定請求については、申請後障害状態に基づき、支給可否の審査を行います。		
所管局	健康福祉局障害福祉課（044－200－2653）		
受付	みまもり支援センター高齢・障害課、健康福祉ステーション高齢・障害担当		

川崎区（044－201－3215）	幸区（044－556－6654）	宮前区（044－856－3304）
大師支所（044－271－0162）	中原区（044－744－3382）	多摩区（044－935－3302）
田島支所（044－322－1984）	高津区（044－861－3252）	麻生区（044－965－5159）

37 制度名	高等学校授業料等減免措置		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	○市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料及び市立川崎高等学校付属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。 《手続き》 ①授業料等減額申請書に、申請の理由を証明する書類を添付し、校長を経由して、教育委員会へ提出する。 ②教育委員会が許否を決定し、許可された場合には、授業料等免除許可書が教育委員会から校長経由で交付されます。 ○期間：6月以内　※この期間を超えて減免を受けようとする場合は、改めて教育委員会の許可を受ける必要があります。		
対象	災害により生活に困窮していると認められる保護者が対象です		
必要書類	り災証明書（コピー可）、生活困窮の証明（非課税証明書または国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書等）		
受付	教育委員会事務局総務部学事課（044－200－3285）		

38 制度名	就学援助制度		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	○災害等で、経済的に困窮し、お子様を市立小・中学校へ就学させるのが困難な方に、学用品費、給食費など必要な費用を支給します。		
対象	災害により生活に困窮していると認められる保護者が対象です		
必要書類	教育委員会事務局総務部学事課にお問い合わせください。		
所管局	教育委員会事務局総務部学事課（044－200－3736）		
受付	教育委員会事務局総務部学事課（044－200－3736）		

39 制度名	災害遺児等福祉手当		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	給付・減免
支援内容	○災害により、18 歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が、死亡または重度の障害（身体障害者１級または２級の方）を有することになった場合に、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給する制度です。 ○手当額　児童１人につき月額 3,000 円　　※年２回、受給者名義の口座に振込		
対象	対象となる児童を扶養している保護者の方		
必要書類	（１）災害であることを明らかにする書類（り災証明書または自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書等） ※ご用意できない場合は、担当部署までお問い合わせください。 （２）検案書もしくは医師の死亡診断書または身体障害者手帳の写し （３）戸籍謄本 （４）世帯全員の住民票の写し （５）受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）		
所管局	こども未来局こども家庭課（044－200－2674）		
受付	区民サービス部区民課住民記録第２係、支所区民センター		

川崎区（044－201－3141）	幸区（044－556－6615）	宮前区（044－856－3141）
大師支所（044－271－0138）	中原区（044－744－3172）	多摩区（044－935－3152）
田島支所（044－322－1969）	高津区（044－861－3161）	麻生区（044－965－5121）

40 制度名	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度		
カテゴリ	子ども・学校	支援の種類	融資・貸付
支援内容	○母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした貸付制度で、災害などにより住宅が全壊した場合や、一時的に生活困窮になった場合にも次の資金について申請が可能です。 資金の種類：住宅資金／転宅資金／生活資金 貸付限度額：200 万円／26 万円／10.5 万円（月額） ○既に本資金を利用している場合の償還猶予申請について 現在、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還（返済）している方またはこれから償還が始まる方で、災害により償還が困難な方は、猶予申請をすることができます。（猶予期間最大 1 年以内） ※貸付にあたっては、書面による審査があります。詳しくは各区の窓口にご確認ください。		
対象	○配偶者のない男子、女子または寡婦で現に児童（20 歳未満）を扶養している方 ○配偶者のない男子、女子または寡婦に扶養されている児童（その児童の修学のための資金に限る） ○寡婦（かつて児童を扶養していた方） ※災害により生活状況が著しく切迫した場合は所得制限なし。		
必要書類	（1）申請書 （2）借受人・連帯保証人の世帯全員にかかる住民票（本籍、続柄の省略がないもので、個人番号が省略されたもの） （3）連帯保証人の印鑑登録証明書 （4）収支明細（市指定様式） （5）貸付金状況表（市指定様式） （6）振込先の通帳の写し （7）り災証明書（コピー可）※資金の種類により省略可 （8）その他、申請者の状況や申請する資金に応じた必要書類 ※その他必要書類については、各区の受付窓口での相談後に御案内します。 まずは、受付窓口に事前連絡のうえ、相談にお越しください。		
所管局	こども未来局こども家庭課（044－200－2672）		
受付	地域みまもり支援センター児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 川崎区（044－201－3219）／幸区（044－556－6688）／宮前区（044－856－3258） 大師支所（044－271－0150）／中原区（044－744－3263）／多摩区（044－935－3297） 田島支所（044－322－1999）／高津区（044－861－3250）／麻生区（044－965－5158）		

41 制度名	民有地内の土砂等の回収		
カテゴリ	住まい・生活	支援の種類	応急対応
支援内容	令和元年東日本台風の大雨による冠水により民有地内に堆積した土砂等について市が回収します。 《対象》 令和元年東日本台風に伴う冠水により堆積した土砂等 ※台風被害に起因しない生活ごみ（普通ごみ、小物金属、粗大ごみ）や資源物（空き缶、ペットボトル、空きびん等）は取り除いてください。 ※下水管がつまるおそれがありますので、スコップなどで大量の土砂等を道路の側溝やますに捨てることのないようお願いします。 《回収方法》 土のう袋や、水切れの良い丈夫な袋等（家庭にあるゴミ袋の場合、適宜水抜き用の穴をあける）に入れて、自宅前に通行の支障とならないよう、まとめて置いてください。管轄の道路公園センターが、順次回収いたします。 ※なお、回収量が多い場合は、時間を要することがあります。 ※回収等でお困りの場合は、道路公園センターへご連絡ください。		
対象	令和元年東日本台風の大雨による冠水の被害を受けた方		
必要書類	特になし。		
所管局	【土砂等の回収に関すること】建設緑政局道路施設課（044－200－2818） 【下水管のつまりに関すること】上下水道局下水道部管路保全課（044－200－3557）		
受付	【土砂等の回収に関すること】		

地域	所管事務所	電話番号
川崎区	川崎区役所道路公園センター	044－244－3206
幸区	幸区役所道路公園センター	044－544－5500
中原区	中原区役所道路公園センター	044－788－2311
高津区	高津区役所道路公園センター	044－833－1221
宮前区	宮前区役所道路公園センター	044－877－1661
多摩区	多摩区役所道路公園センター	044－946－0044
麻生区	麻生区役所道路公園センター	044－954－0505

【下水管のつまりに関すること】

地域	所管事務所	電話番号
川崎区・幸区	南部下水道事務所	044－344－4866
中原区・高津区	中部下水事務所	044－751－2966
宮前区	西部下水道事務所	044－852－5131
多摩区・麻生区	北部下水道事務所	044－954－0208

42 制度名	市営住宅等公的住宅への一時避難受入		
カテゴリ	住まい・くらし	支援の種類	応急対応
支援内容	○市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。 ・使用期間は原則３か月（最長６か月まで更新可）となります。 ・災害用に確保してある部屋ではないため、要望に沿えない場合があります。 ・また、住宅を選ぶ事はできません。 ・住宅使用料・敷金は免除（光熱水費、共益費は自己負担）となります。 ※部屋には照明器具、ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房等の備付けはありません。		
対象	風水害等で被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方		
必要書類	世帯員全員の住民票、り災証明書、使用許可申請書		
受付	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課（044－200－2948）		

43 制度名	災害ごみの収集		
カテゴリ	住まい・くらし	支援の種類	応急対応
支援内容	災害に伴い発生した片付けごみ等を収集します。		
対象	被害に遭われた方		
必要書類	り災証明書等　※排出方法等については市ホームページをご参照ください。 【URL】http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000054174.html		
所管局	環境局生活環境部収集計画課（044－200－2583）		
受付	【　　川崎区　　】川崎生活環境事業所（044－266－5747） 【 幸区・中原区 】中原生活環境事業所（044－411－9220） 【高津区・宮前区】宮前生活環境事業所（044－866－9131） 【多摩区・麻生区】多摩生活環境事業所（044－933－4111）		

44 制度名	水道料金及び下水道使用料の減免		
カテゴリ	住まい・くらし	支援の種類	給付・減免
支援内容	令和元年東日本台風に伴う清掃作業等における水道使用について、下記の対象に該当する場合、水道料金及び下水道使用料を減免するものです。 （1）減免対象となる水道料金等 原則として、令和元年の 10 月及び 11 月の検針分の水道料金及び下水道使用料 （2）減免方法 令和元年 10 月 12 日以降の初回検針時の使用水量、前回及び前年同時期の使用水量のうち、最も少ない水量をもって、水道料金及び下水道使用料を算出		
対象	○令和元年東日本台風に伴う水道使用で、以下に該当する場合 （1）浸水した家屋などを清掃したとき （2）清掃等により第三者へ水道を提供したとき （3）災害に起因する使用水量の増加が認められるとき		
必要書類	（1）台風第 19 号の影響による水道料金等減免願い （2）り災証明を受けている方は、り災証明書の写し		
受付	平日の 8 時 30 分から 17 時まで 【川崎区・幸区・中原区】上下水道局南部サービスセンター（044－544－5433） 《川崎区担当》検針業務受託者　（株）宅配　櫻町営業所（044－233－6981） 《幸区・中原区担当》検針業務受託者　（株）宅配　加瀬営業所（044－599－0600） 【高津区・宮前区】上下水道局中部サービスセンター（044－855－3232） 検針業務受託者　第一環境（株）宮崎営業所（044－855－6010） 【多摩区・麻生区】上下水道局北部サービスセンター（044－951－0303） 検針業務受託者　第一環境（株）生田営業所（044－922－5633）		

45 制度名	被災者住宅応急修理制度		
カテゴリ	住まい・くらし	支援の種類	給付・減免
支援内容	○被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。 ○応急修理の箇所は、日常生活に必要で欠くことのできない部分（居室、台所、トイレ等）の応急修理であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。 ※日常生活に不可欠ではない補修（例えば畳や壁紙のみの清掃・補修等）は対象外となります。 ○１世帯あたりの修理の限度額 全壊・大規模半壊・半壊の場合：595,000 円（消費税込）以内 一部損壊（準半壊）の場合：300,000 円（消費税込）以内 ※原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。 ※制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。 ※同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合にも１世帯あたりの額以内となります。 ○施工業者は、申込受付後にお渡しする、川崎市と協定を締結している団体に属する施工業者の一覧表の中から選定していただくか、若しくは、一覧に掲載がない施工業者に依頼される場合は、申込者から「住宅の応急修理指定業者願書」の提出が必要となります。		
対象	（１）現に居住している住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）の被害を受けた方 （２）応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること （３）応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない方 ※ただし、一時的住居として市が提供する市営住宅等を利用される方は対象となります。 （４）半壊・一部損壊（準半壊）の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない方（世帯） ※借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合には、所有者の同意を得て応急修理を行う場合もあります。		
必要書類	住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書（住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要です。）、住宅の応急修理指定業者願書（川崎市がお渡しする施工業者一覧に掲載がない業者に依頼する場合に必要となります。） ※様式は市ホームページからダウンロードできます。		
受付	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（044－200－2253）		

46 制度名	建築物の確認申請及び宅地造成の許可等の申請手数料の免除		
カテゴリ	住まい・くらし	支援の種類	給付・減免
支援内容	○令和元年東日本台風により被災された方が被災建築物等の復旧のために、建築確認申請や宅地造成の許可等の申請を市に行う場合に、申請手数料を免除します。 《対象となる申請》 （1）建築物の建築確認、中間検査、完了検査申請 （2）建築許可、認定、指定等に関する申請 （3）長期優良住宅認定、低炭素認定等に関する申請 （4）建築確認等台帳記載事項証明、建築計画概要書等の交付申請 （5）宅地造成許可申請 （6）開発許可等に関する申請 （7）都市計画用途証明書の交付申請 ※被災者が居住環境等の再建を目的として建替え等を行うもので、災害が発生した日から２年以内に申請していただく必要があります。		
対象	令和元年東日本台風により被害を受け、建替え等を行う方		
必要書類	り災証明書、本人確認書類 等 ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、担当部署にお問い合わせください。		
受付	【建築確認等の申請】 まちづくり局指導部建築審査課（044－200－3016） 【建築許可・認定等の申請】 まちづくり局指導部建築指導課（044－200－3007） 【長期優良住宅認定等の申請】 まちづくり局指導部建築管理課（044－200－3026） 【台帳記載事項証明等の申請】 まちづくり局指導部建築管理課（044－200－3015） 【宅地造成、開発許可等の申請】 まちづくり局指導部宅地審査課（044－200－2727） 【都市計画用途証明書の交付申請】まちづくり局計画部都市計画課（044－200－2711）		

47 制度名	災害復興住宅融資		
カテゴリ	住まい・くらし	支援の種類	融資・貸付
支援内容	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための低金利の融資制度です。 【概要】		

融資限度額	基本融資額			特例加算額
建設の場合 （土地を取得して住宅を建設する場合）	1,680 万円 （建設資金）	970 万円 （土地取得資金）	450 万円 （整地資金）	520 万円 （建設資金）
購入の場合	2,650 万円 （購入資金）			520 万円 （購入資金）
補修の場合	740 万円 （補修資金）	450 万円 （整地資金又は引方移転資金）		

※各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合は、各所要額が限度となります。
※金利は、申し込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。

対象	災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、「り災証明書」を交付されている　等の要件があります。
必要書類	り災証明書　等（別途、審査に係る必要書類有り）
受付	住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） 電話 0120-086-353（通話料無料）（9:00～17:00） ※祝日、年末年始を除く土日も営業します。

48 制度名	被災家屋等解体撤去制度		
カテゴリ	住まい・くらし、企業・お勤めの方	支援の種類	応急対応
支援内容	○公費解体 所有者等の申請に基づき、市が解体の必要があると判断した被災家屋等について、生活環境上の支障の除去、二次災害の防止、被災者の生活再建支援及び迅速な復旧を図るため、市が所有者等に代わって解体、収集・運搬及び処分を行うものです。 ○費用償還（自費解体） 市が公費解体に着手する前に所有者等が自ら解体撤去に着手した場合に、市が定めた基準の範囲内で費用の償還を行うものです。		
対象	○り災証明「全壊」又は「半壊」の被害認定をうけた個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション、事業所等となります。賃貸マンション及び事業所等については、中小企業者が所有するものに限ります。 ○被災家屋等の全体を解体撤去する場合に限ります。 ○地上部分及びそれに相当する部分の解体（地上部分と一体的に工事がおこなわれるもの）が対象となります。 ※以下については対象となりません。 ・一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去 ・ブロック塀のみの解体撤去、よう壁の解体撤去 ・「被災者住宅応急修理制度」との併用はできません。 ・災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判断できないもの ・中小企業基本法第２条に規定する、中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等		
必要書類	申請書、り災証明書（全壊または半壊）コピー可、顔写真付の本人確認書類、登記事項証明書（建物・全部）、印鑑証明書、解体を希望する被災家屋等の全景を２方向以上から撮影した写真２枚以上、その他状況により必要書類が異なります。窓口まで御相談ください。		
受付	環境局施設部施設整備課（044－200－2575）		

49 制度名	勤労者福祉共済（災害見舞金）		
カテゴリ	企業・お勤めの方	カテゴリ	給付・減免
支援内容	○被災された勤労者福祉共済に加入の会員向けに、災害見舞金の給付を行います。 給付の種類：全焼・全壊・流出　※地震災害は除く　5万円 給付の種類：半焼・半壊　※地震災害は除く　2万円 ※給付金は給付事由発生の日から１年以内にご請求ください。（期限を過ぎると給付できません。）		
対象	○給付事由の発生時に勤労者福祉共済の会員である方		
必要書類	○「川崎市勤労者福祉共済給付金請求書」に記入・押印し、必要な書類（り災証明書等）を添付して事業所を通して勤労者福祉共済へ請求してください。 ※川崎市勤労者福祉共済のＨＰから申請書のダウンロードができます。		
所管局	経済労働局労働雇用部（044－200－2274）		
受付	経済労働局労働雇用部（044－200－2274）		

50 制度名	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）		
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付
支援内容	○被災された勤労者福祉共済に加入の会員向けに、福祉資金の貸付を行います。 金額：10万円～100万円 ※1万円単位 償還期間：5年以内 利率：年2.0%（別途保証料1.2%） 償還方法：元利均等払 ○次に該当する場合は、貸付を受けることができません。 ・銀行取引停止処分中の者 ・法律行為を行う能力を有しない者 ・偽りの申請をした者 ・前回の貸付けの返済を2回以上滞納したことがあり、返済終了から1年を経過してない者 ・現在共済から貸付を受けている者 ・その他貸付指定金融機関が不適当と認めた者　など		
対象	○次のいずれかに該当する方 ・会員期間が3箇月以上経過し、同一事業所に1年以上勤務している方 ・会員期間が3箇月以上経過し、3年以上前から、引続き同一事業を行っている方		
必要書類	○受付先に記載の中央労働金庫の各支店へ、勤労者福祉共済の会員であることを告げ、下記の書類をご提出ください。 本人確認書類（免許証・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の使途がわかるもの（見積書、契約書等）		
所管局	経済労働局労働雇用部（044－200－2274）		
受付	中央労働金庫　市内各支店 川崎支店（044－244－8331）　川崎南支店（044－277－8211） 中原支店（044－733－0161）　新百合丘出張所（044－989－1111）		

51 制度名	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）		
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	融資・貸付

支援内容

○被災された中小企業向けに融資を行います。

制度名	融資限度額	融資利率	信用保証料率	資金使途・期間
①災害対策資金 1	8,000 万円	年 1.7%以内 ※1	年 0.450%～0.950%（市助成後）※2	運転資金・設備資金 10 年以内(据置 1 年以内を含む) ※3
②災害対策資金 2			年 0.450%（市助成後）※2	
③激甚災害対策資金	2 億 8,000 万円			

※1　令和元年東日本台風により直接被害を受けた場合、市が利子の全額を補給します。

※2　令和元年東日本台風により直接又は間接被害を受けた場合の信用保証料率は年 0.000%（市助成後）となります。

※3　令和元年東日本台風により直接又は間接被害を受けた場合の設備資金の期間は 15 年以内（据置 1 年以内を含む）となります。

対象

① 火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方

② 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号または第 4 号の認定を受けた中小企業者等の方(責任共有制度の対象外)（セーフティネット保証を利用）

③ 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(責任共有制度の対象外)（災害関係保証を利用）

必要書類

①および③についてはり災証明書が必要です。（コピー可）

②については市の認定書が必要です。（金融課・中小企業溝口事務所にて発行）

※令和元年東日本台風により直接被害を受けた場合は、②についてもり災証明書が必要となります。

所管局

経済労働局金融課（044－544-1846・1847）

受付

経済労働局産業振興部　金融課（044－544－1846・1847）

※主に川崎区、幸区、中原区等の融資相談、認定、確認等の業務を担当

経済労働局産業振興部　中小企業溝口事務所（044－812－1112・1113）

※主に高津区、宮前区、多摩区、麻生区等の融資相談、認定、確認等の業務を担当

52 制度名	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）		
カテゴリ	企業・お勤めの方	カテゴリ	融資・貸付

支援内容

○以下の使途を目的に、生活資金の貸し付けを行います。

使途	貸付額	貸付金利	返済期間
①本人または親族の冠婚葬祭費	10 万円～200 万円	年 2.0%	5 年以内
②本人または同居家族の医療費	10 万円～200 万円	年 2.0%	5 年以内
③子どもの高校・大学等の教育費	10 万円～300 万円	年 1.7%	10 年以内
④耐久消費財（自動車を含む）の購入費	10 万円～100 万円	年 2.0%	5 年以内
⑤旅行・余暇活動等の費用	10 万円～100 万円	年 2.0%	5 年以内
⑥自己研修及び職業能力開発に要する費用	10 万円～200 万円	年 2.0%	5 年以内
⑦育児・介護休業に要する費用	10 万円～200 万円	年 1.0%	5 年以内
⑧住宅の増改築・修繕費用	10 万円～300 万円	年 1.4%	10 年以内
⑨賃金の遅配・欠配時の生活費用	10 万円～200 万円	年 1.1%	5 年以内
⑩福祉車両購入費	10 万円～300 万円	年 2.0%	10 年以内

※③を除き、借入金の借り換え及び事業資金には利用できません。
※④及び⑤は年収 700 万円以上の方はご利用いただけません。
※貸付額は 1 万円単位になります。
※別に保証料がかかります。
※半年ごとに金利の見直しを行います。

○返済方法　元利均等割賦返済

○申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

対象

（1）市内に 1 年以上在住し、同一事業所に 1 年以上勤務している勤労者
（2）市内の同一事業所に引き続き 1 年以上勤務している勤労者
（3）3 年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を 3 年間行っている方）
※（3）に該当しない事業主及び公務員は除きます。
※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

必要書類

⑧の場合　本人確認書類（免許証・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の使途がわかるもの（見積書、契約書等）

所管局

経済労働局労働雇用部（044－200－2271）

受付

中央労働金庫　市内各支店
川崎支店（044－244－8331）　川崎南支店（044－277－8211）
中原支店（044－733－0161）　新百合丘出張所（044－989－1111）

53 制度名	令和元年被災中小企業復旧支援補助金		
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	補助・助成
支援内容	○（令和元年房総半島台風又は）令和元年東日本台風により被災した市内中小企業の機械設備等の復旧に要する経費の一部を補助します。 （補助対象経費） ・自らの事業所・倉庫・生産施設及び販売施設等として利用している建物の修繕及び建設工事等に要する経費 ・資産として計上し、事業所内に設置する設備の修理・購入に要する経費 ・業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費 ・復旧等に要すると認められる委託費（清掃・産廃費、撤去費、解体費、運搬費等） ・仮復旧に使用した空き店舗・貸倉庫等の賃料等（補助対象期間のみ） ※支援内容の詳細については、公募要領等を必ずご確認ください。		
対象	被災した市内中小企業者（農業者等を除く）		
必要書類	川崎市ホームページ「被災中小企業復旧支援補助金」において公募要領、申請様式等を掲載 http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000112684.html		
所管	経済労働局工業振興課（044-200-2333）		
受付	○事前相談及び申請受付（事前予約制） 実施期間：令和２年５月29日（金）まで 開設場所：経済労働局工業振興課（川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階） 対応時間：第１枠（午前９時から午前 10 時）　第２枠（午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分） 第３枠（午後１時から午後２時）　第４枠（午後２時 30 分から午後３時 30 分） 第５枠（午後４時から午後５時） 予約方法：希望日の２日前（ただし土日祝日を除く）の午後４時までに、市ホームページ（上記同）からお申し込みください。		

54 制度名	被災農業者向け経営体育成事業費補助		
カテゴリ	企業・お勤めの方	支援の種類	補助・助成
支援内容	令和元年東日本台風により被災した、市内農業者の生産設備等の復旧に要する経費の一部を補助します。		
対象	市内農業者（市内に農地がある市外農業者も対象）		
必要書類	被災物件の写真・案内図、修繕等に係る見積書等（申請内容により異なりますので、詳細はお問い合わせください。）		
所管	川崎市農業技術支援センター		
受付	・セレサ川崎農業協同組合の組合員の方は、統括支店（みなみ・日吉・中原・高津・橘・宮前・向丘・稲田・菅・生田・柿生支店）の指導担当にお問い合わせください。 ・上記以外の農業者または農地所有適格法人の方は、農業技術支援センターにお問い合わせください。		

55 制度名	健康相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談
支援内容	被災後のからだやこころの健康上の心配ごとについての相談をお受けしています。また、相談内容により必要に応じて専門機関等におつなぎいたします。		
対象	どなたでも受けられます。		
所管局	地域みまもり支援センター地域支援課、地区健康福祉ステーション地区支援担当		

川崎区（044－201－3217）	幸区（044－556－6648）	宮前区（044－856－3302）
大師地区（044-271-0145）	中原区（044－744－3261）	多摩区（044－935－3294）
田島地区（044-322-1978）	高津区（044－861－3315）	麻生区（044－965－5157）

56 制度名	人権相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談
支援内容	さまざまな人権侵害や困りごと、心配ごとについての相談が無料で受けられます。		
対象	どなたでも受けられます。		
所管局	市民文化局人権・男女共同参画室（044－200－2316）		
受付	横浜地方法務局川崎支局（044－244－4166）		

57 制度名	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談
支援内容	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、各種専門家・専門相談員が無料でアドバイスを行います。		
対象	どなたでも受けられます。		
所管局	市民文化局市民活動推進課（044－200－2349）		
受付	まちづくり推進部地域振興課		

川崎区（044－201－3135）	高津区（044－861－3141）	麻生区（044－965－5119）
幸区（044－556－6608）	宮前区（044－856－3132）	
中原区（044－744－3153）	多摩区（044－935－3143）	

58 制度名	消費生活相談		
カテゴリ	その他	支援の種類	相談
支援内容	災害に便乗した悪質商法などによる消費生活トラブルで困ったときの解決に向けて、専門の消費生活相談員が無料でアドバイスを行います。 【台風に関連し想定される消費生活相談事例】 ・火災保険で無料で住宅の修理ができると突然業者が訪問してきたが信用できるか。 ・屋根の無料点検後、このまま放置すると大変なことになると言われ高額な契約をさせられた。 ・役所から派遣されたと騙り、勝手に工事を行い高額な料金を請求された。 ・市役所から災害支援金の給付が受けられるとの電話があり、口座番号と暗証番号を聞かれたが大丈夫か。 （→市役所職員等が銀行口座等の暗証番号をお尋ねしたり、ＡＴＭでの操作手続きを行うよう連絡することはありません。） ・市役所の者だと名乗る人から、被災者支援のための寄付金の振込を求める不審な電話があった。 （→市役所職員等が支援金の振込を電話等で依頼することはありません。） ※不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、消費者行政センターにご相談ください。		
対象	どなたでも受けられます。		
必要書類	特になし		
所管	経済労働局産業政策部消費者行政センター（044－200－2263）		
受付	川崎市消費者行政センター　相談窓口電話番号　（044－200－3030）		

59 制度名	NHK　放送受信料の免除		
カテゴリ	その他	支援の種類	その他
支援内容	令和元年１０月から令和２年３月までの NHK 受信料の免除（６か月間）		
対象	災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約		
必要書類	放送受信料免除申請書、り災証明書（コピー可）		
受付	NHK かながわ東営業センター 電話 044－712－1100（平日 10：00～17：00）		

この冊子の配布等に関するお問い合わせは、各区の危機管理担当（下記）までお願いいたします。
なお、それぞれの支援に関するお問い合わせは、支援ごとの担当にお問合せください。

川崎区（044－201－3134）	幸区（044－556－6610）	宮前区（044－856－3137）
大師支所（044－271－0136）	中原区（044－744－3141）	多摩区（044－935－3135）
田島支所（044－322－1967）	高津区（044－861－3146）	麻生区（044－965－5115）

発行／川崎市総務企画局危機管理室（企画調整担当）　電話 044（200）0514

被災者支援メニュー一覧（令和２年３月６日時点）

	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
1	一般（応急対応）	国民健康保険証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
2	一般（応急対応）	国民年金手帳の再発行	災害等で、国民年金手帳を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	身分証明ができるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
3	一般（給付・減免）	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、医療保険の窓口負担が不要となります。（令和２年３月末まで）	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
4	一般（給付・減免）	市税の徴収猶予	納税者が災害により被害を受けたりなどして、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑	各市税事務所（分室）
5	一般（給付・減免）	税関係証明書の交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要な税関係の証明書の交付手数料を免除します。	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	市税事務所（分室）市民税課、区税証明発行コーナー、出張所、行政サービスコーナー
6	一般（給付・減免）	国民健康保険料の減免	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされ保険料の支払いが困難となった場合、保険料を減額または免除します。	り災証明書等（コピー可）、被保険者証、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
7	一般（給付・減免）	国民健康保険料の徴収猶予	納付義務者が災害により被害を受けたりなどして、国民健康保険料を一時的に納付することができない場合、申請することにより国民健康保険料の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険収納係
8	一般（給付・減免）	国民年金保険料の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、国民年金保険料の全額または一部が免除されます。	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し等	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
9	一般（給付・減免）	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	災害等で市税を納めるに当たり困難な事情がある場合に、申請することにより状況に応じて市税の減免を受けることができます。	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑	各市税事務所（分室）
10	一般（給付・減免）	川崎市災害見舞金・弔慰金	火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、見舞金及び弔慰金を支給します。	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
11	一般（給付・減免）	災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当にお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
12	一般（給付・減免）	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給します。	災害障害見舞金診断書等	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
13	一般（給付・減免）	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づき、令和元年東日本台風により、居住する住宅が全壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援します。	申請書、り災証明書、住民票、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた書類が必要になる場合があります。）	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
14	一般（給付・減免）	川崎市令和元年東日本台風災害支援金支給制度	令和元年東日本台風によって被害を受けた本市区域内の状況を鑑み、被災者生活再建支援法の支援対象とならない、浸水被害の状態が、り災証明書で半壊以下であることが確認ができる住宅・住戸の世帯主に対し、被災者の負担軽減を図るため、本市独自の支援策として一律３０万円の支援金を支給します。	申請書、預金通帳の写し等　※り災証明書の交付を受けた世帯主で、本制度の支給対象となる方に、申請書を送付します。	健康福祉局総務部庶務課被災支援給付担当
15	一般（給付・減免）	住民票の写し等の交付手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要な各種証明書（住民票や戸籍謄本等）の交付手数料を免除します。	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	区区民課、支所区民センター、出張所、行政サービスコーナー、郵送請求事務センター
16	一般（融資・貸付）	災害援護資金	災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	災害援護資金借入申込書、り災証明書（コピー可）、住民票、課税証明書、医師の診断書（世帯主に負傷がある場合）等	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
17	一般（融資・貸付）	年金担保貸付制度、労災年金担保貸付制度	国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保とし、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課にお問い合わせください。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課
18	一般（融資・貸付）	社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。	区社会福祉協議会にお問い合わせください。	区社会福祉協議会
19	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類又は個人番号カード、印鑑、被保険者証（汚損・破損の場合）	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
20	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	①重度障害者医療証、②成人ぜん息患者医療費助成制度医療証、③公害医療手帳、④石綿健康被害医療手帳の提示不要	災害に伴い、医療証等の紛失や、医療証等を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証等を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証等を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	①健康福祉局長寿・福祉医療課 ②③健康福祉局環境保健課 ④（独）環境再生保全機構石綿救済相談ダイヤル

21	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	指定難病医療費助成制度	特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者の方が、令和元年東日本台風に伴う災害による被災に伴い医療受給者証の提示ができない場合でも、医療機関で当該医療受給者証の交付を受けていることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、医療受給者証を持参した場合と同様に受診することができます。また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称が異なる場合でも受診することができます。さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	特になし	健康福祉局長寿・福祉医療課
22	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、医療保険の窓口負担が不要となります。（令和２年３月末まで）	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
23	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、介護サービス利用料について支払いが不要となります。（令和２年３月末まで）	特になし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護認定給付担当
24	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	障害福祉サービス等利用料の窓口での支払いの免除	住家の全半壊や全半焼、またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、障害福祉サービス等の利用料について支払いが不要となります。（令和２年３月末まで）	特になし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要です。	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
25	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	後期高齢者医療保険料の減免	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免します。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
26	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	納付義務者が災害により被害を受けたりなどして、後期高齢者医療保険料を一時的に納付することができない場合、申請することにより後期高齢者医療保険料の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険収納係
27	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	介護保険料の減免・徴収猶予	第１号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する者が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免または徴収猶予します。	り災証明書（災害の事実及び被害割合を証する書類）（コピー可）、本人確認書類	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
28	ご高齢の方・障害等のある方（給付・減免）	福祉年金等の支給停止解除	所得制限により支給停止となっている福祉年金等の受給権者が被災された場合、被害金額が財産価格のおおむね２分の１以上である損害を受けたときには、支給停止が解除されます。	り災証明書（コピー不可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
29	子ども・学校（応急対応）	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	こども未来局こども家庭課
30	子ども・学校（応急対応）	避難に伴う認可保育所等の転園に係る特別措置	市内の認可保育所等を利用している方で、令和元年東日本台風により被災し、元々の住所から遠く離れた場所に避難しているため、現在の認可保育所等に通うことが困難である方について、避難先近隣の市内認可保育所等において受け入れ可能である場合に限り、令和２年３月末までの間、避難先近隣の認可保育所等を利用することができます。	り災証明書、本人確認書類、印鑑	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
31	子ども・学校（給付・減免）	保育料の減免（認可保育所等）	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。	り災証明書、本人確認書類、印鑑	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
32	子ども・学校（給付・減免）	台風第 19 号による被災者向け保育料補助金	私学助成の幼稚園や自治体に届出を行っている認可外保育施設を利用している方で、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風でり災した場合、令和元年 11 月１日から令和２年３月 31 日までの間に施設を利用し発生した保育料を対象に、補助を受けることができます。	り災証明書の写し、保育料の領収書の写し（在籍する園が発行するもの）、預金通帳又はキャッシュカードの写し	【幼稚園に在園の方】 こども未来局子育て推進部幼児教育担当 【認可外保育施設利用者】 こども未来局子育て推進部保育課保育支援係
33	子ども・学校（給付・減免）	児童扶養手当の特別措置	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限及び認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例措置を講じます。	戸籍謄本、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、り災証明書（コピー可）等	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
34	子ども・学校（給付・減免）	児童手当の特別措置	被災者に対する児童手当について、認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例および添付書類省略の特例措置を講じます。	印鑑、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、健康保険証の写しまたは年金加入証明書	区民サービス部区民課住民記録第２係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当
35	子ども・学校（給付・減免）	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	被災者に対するひとり親家庭の等の医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年 12 月までの所得制限の適用除外）を講じます。	り災証明書、健康保険証、印鑑、戸籍謄本、マイナンバーがわかるもの、所得情報の照会に関する同意書	区民サービス部保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金係
36	子ども・学校（給付・減免）	特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の特別措置	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限及び認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。	被災状況証書、被災状況のわかる書類（り災証明等）等	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
37	子ども・学校（給付・減免）	高等学校授業料等減免措置	災害により生活が困窮した保護者については、市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料及び市立川崎高等学校付属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。	非課税証明書または国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書等、り災証明書（コピー可）	教育委員会事務局総務部学事課

38	子ども・学校（給付・減免）	就学援助制度 （令和元年度就学援助） （令和２年度新入学準備金）	災害等で、経済的に困窮し、お子様を市立小・中学校へ就学させるのが困難な方に、学用品費、給食費など必要な費用を支給します。（一定の支給条件があります。）	教育委員会事務局総務部学事課学事担当にお問い合わせください。	教育委員会事務局総務部学事課学事担当
39	子ども・学校（給付・減免）	災害遺児等福祉手当	災害により 18 歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が死亡、または重度の障害（身体障害者１級または２級の方）を有することになった場合に、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給します。	災害であることを明らかにする書類、検案書（死亡診断書）または身体障害者手帳、戸籍謄本、住民票、受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）	区民サービス部区民課住民記録第２係、支所区民センター
40	子ども・学校（融資・貸付）	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした、災害などにより住宅が全壊した場合や一時的に生活困窮になった場合の貸付制度です。	申請書、住民票、連帯保証人の印鑑登録証明書、収支明細、貸付金状況表、振込先の通帳の写し、り災証明書（コピー可）等	区児童家庭課、健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
41	住まい・くらし（応急対応）	民有地内の土砂等の回収	令和元年東日本台風の大雨による冠水により民有地内に堆積した土砂等については、市が回収いたします。	特になし	区道路公園センター、下水道事務所
42	住まい・くらし（応急対応）	災害による市営住宅の一時入居	令和元年東日本台風により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。	住民票、り災証明書、使用許可申請書	まちづくり局市営住宅管理課
43	住まい・くらし（応急対応）	災害ごみの収集	令和元年東日本台風に伴い発生した片付ごみを収集します。	り災証明書等	各生活環境事業所
44	住まい・くらし（給付・減免）	水道料金及び下水道使用料の減免	令和元年東日本台風に伴う水道使用で、浸水した家屋などを清掃した場合、清掃等により第三者へ水道を提供した場合、災害に起因する使用水量の増加が認められる場合に、水道料金及び下水道使用料を減免いたします。	台風第１９号の影響による水道料金等減免願（り災証明を受けている方は、り災証明書の写しも）	上下水道局各サービスセンター 検針業務受託者各営業所（４カ所）
45	住まい・くらし（給付・減免）	被災者住宅応急修理制度	令和元年東日本台風により被災した被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行います。	住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書、住宅の応急修理指定業者願書	まちづくり局住宅整備推進課
46	住まい・くらし（給付・減免）	建築物の確認申請及び宅地造成の許可等の申請手数料の免除	令和元年東日本台風により被災された方が被災建築物等の復旧のために、建築確認申請や宅地造成の許可等の申請を市に行う場合に、申請手数料を免除します。	り災証明書、本人確認書類 等	まちづくり局建築審査課 まちづくり局建築指導課 まちづくり局建築管理課 まちづくり局宅地審査課 まちづくり局都市計画課
47	住まい・くらし（融資・貸付）	災害復興住宅融資	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための低金利の融資制度です。	り災証明書等	独立行政法人住宅金融支援機構
48	住まい・くらし、企業・お勤めの方（応急対応）	被災家屋等解体撤去制度	令和元年東日本台風により被災し、り災証明が全壊又は半壊となった個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション、事業所等を所有者からの申請に基づき、市が解体撤去をします（賃貸マンション及び事業所等については、中小企業者が所有するものに限ります）。（１２月２日から受付開始）	申請書、り災証明書（全壊または半壊）コピー可、顔写真付の本人確認書類、登記事項証明書（建物・全部）、印鑑証明書、その他条件により必要書類が異なります。	環境局施設部施設整備課
49	企業・お勤めの方（給付・減免）	勤労者福祉共済（災害見舞金）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、火災・風水害その他の災害により全壊・半壊等の被害が発生した場合に見舞金を支給します。	川崎市勤労者福祉共済給付金請求書、り災証明書等	経済労働局労働雇用部
50	企業・お勤めの方（融資・貸付）	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、福祉資金の貸付を行います。	本人確認書類（免許証・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の使途がわかるもの（見積書、契約書等）	中央労働金庫市内各支店
51	企業・お勤めの方（融資・貸付）	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方を対象とした融資制度です。	り災証明書または市の認定書（資金により異なる）	経済労働局産業振興部金融課、中小企業溝口事務所
52	企業・お勤めの方（融資・貸付）	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	市内の勤労者を対象に、耐久消費財の購入や住宅の増改築・修繕、医療費や冠婚葬祭費等の生活資金の貸付を行います。	本人確認書類（免許証・健康保険証・源泉徴収票等）、資金の使途がわかるもの（見積書、契約書等）	中央労働金庫市内各支店
53	企業・お勤めの方（補助・助成）	令和元年被災中小企業復旧支援補助金	（令和元年房総半島台風又は）令和元年東日本台風により被災した市内中小企業の機械設備等の復旧に要する経費の一部を補助します。	市ホームページで公表する申請様式及び添付資料（申請内容等により異なります）	経済労働局工業振興課
54	企業・お勤めの方（補助・助成）	被災農業者向け経営体育成事業費補助	令和元年東日本台風により被災した、市内農業者の生産設備等の復旧に要する経費の一部を補助します。	被災物件の写真・案内図、修繕等に係る見積書等（申請内容等により異なります）	・セレサ川崎農業協同組合各統括支店 ・農業技術支援センター
55	その他	健康相談	被災後のからだやこころの健康上の心配ごとについての相談をお受けしています。また、相談内容により必要に応じて専門機関等におつなぎいたします。	特になし	区地域みまもり支援センター地域支援課、地区健康福祉ステーション地区支援担当
56	その他（相談）	人権相談	さまざまな人権侵害や困りごと、心配ごとについての、国などによる相談・救済窓口です。	特になし	横浜地方法務局川崎支局

57	その他（相談）	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、区役所で相談窓口を設け、各種専門家・専門相談員がアドバイスを行います。	特になし	区まちづくり推進部地域振興課
58	その他（相談）	消費生活相談	災害に便乗した住宅修理に関する悪質商法などによる消費生活トラブルで困ったときの解決にむけて、専門の消費生活相談員が無料でアドバイスを行います。	特になし	川崎市消費者行政センター
59	その他（その他）	ＮＨＫ放送受信料	床上浸水以上の程度の被害を受けた建物については、令和２年３月までの受診料を免除します。	放送受信料免除申請書、り災証明書	

7 協力団体（50 音順）

アマゾンジャパン（合）
イオンリテール（株）
（株）勇竿
イッツ・コミュニケーションズ（株）
大塚製薬（株）
小澤総業（株）
（公社）神奈川県エルピーガス協会川崎南・北支部
神奈川県行政書士会川崎北支部・南支部
（一社）神奈川県建設業協会
神奈川県産業資源循環協会
神奈川県石油業協同組合各支部
神奈川県土地家屋調査士会
神奈川県博物館協会
（公社）神奈川県ペストコントロール協会
かながわ災害時建築相談対策協議会
上丸子小そば　カレー屋さん
（株）ガルニエ
一般社団法人川崎北工業会
（一社）川崎建設業協会
川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会
川崎市工業団体連合会
川崎市自主防災組織連絡協議会
（福）川崎市社会福祉協議会
(一社）川崎青年会議所
（公社）川崎市獣医師会
川崎市青年工業経営研究会
川崎市全町内会連合会・各区町内会連合会
川崎市造園建設業協同組合
川崎市塗装協会
川崎市ＰＴＡ連絡協議会
（公財）かわさき市民活動センター
川崎地域連合・川崎労働者福祉協議会
（一社）川崎塗装業協会
川崎フロンターレ
川崎浴場組合連合会
関東学院大学
（株）協栄エンタープライス
グランツリー武蔵小杉（(株)セブン＆アイ・クリエイトリンク）
慶應義塾大学
（一社）国宝修理装潢師連盟
（独）国立美術館
（独）国立文化財機構
NPO 法人小杉駅周辺エリアマネジメント
小杉陣屋１丁目野球部
こすぎの大学（企画編集ユニット 6355）
災害支援団体 Revive
さいわい加瀬山の会
幸区少年サッカー協会
資源物収集運搬受託業者
下野毛工業協同組合
昭和音楽大学
菅フェニックスクラブ
セレサ川崎農業協同組合
全国美術館会議
（一社）全国木造建設事業協会
全国歴史民俗系博物館協議会
専修大学
セントラルフィットネスクラブ 24　溝ノ口
大学共同利用機関法人人間文化研究機構
大成建設（株）
協同組合高津工友会
高津せせらぎプレイパークやレンジャー
（株）ダッドウェイ
玉川大学
テニススクール・ノア溝の口校
田園調布学園大学
東京大学史料編纂所

東京電力ホールディングス（株）
（学）専門学校　東洋美術学校
徳武産業（株）
（株）ＤＯＴ＆ＬＩＮＥ
長尾少年野球部
中野島小学校おやじの会
一般社団法人中原工場協会
中原小学校おやじの会
（株）ナチュラ
日本映画大学
日本警察消防スポーツ連盟
日本航空（株）
（公）日本食品衛生協会　（(一社）川崎市食品衛生協会）
日本女子大学
日本大学芸術学部写真学科
NEC（日本電気（株））
（公財）　日本博物館協会
日枝神社
（特非）　文化財保存支援機構（ＪＣＰ）
丸子地区少年野球連盟
溝口温泉喜楽里（(株）スパサンフジ）
(株)みどり会
武蔵小杉東急スクエア（(株）東急モールズディベロップメント）
明治大学
明治大学　（地域産学連携研究センター）
やまと災害ボランティアネットワーク
横浜国立大学
ららテラス武蔵小杉（三井不動産商業マネジメント（株））
和光大学

8 タブロイド紙

号外！

備える。かわさき

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

発行・編集／川崎市総務企画局危機管理室　発行／令和2年3月　☎044-200-2894

洪水からの避難について、考え直します

このたびの令和元年東日本台風により、被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の台風では、想定を上回るような様々なことが起こり、あらゆる場面で自主防災組織をはじめとする地域の皆様に、避難所運営、土砂堆積物や災害廃棄物の除去などの災害対応にご協力いただきましたことに、あらためまして厚く御礼申し上げます。

被災された皆様の生活が一日でも早く回復し、安定した生活を取り戻されるよう、全市一丸となって全力で取り組んでいるところです。

今回の災害で経験したことを、市民の皆様と一緒に考えるために本紙を発行いたしましたので、是非お読みいただき、今後の災害に強いまちづくりに向け、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

川崎市長　福田 紀彦

・あの日、川崎市では　P02-03
・災害に立ち向かった地域の記録　P04-05
・風水害に備える！避難行動マイタイムライン　P06-07

※洪水や土砂災害などの災害の種類やその時の状況に合わせて、教室や体育館などの避難スペースに避難していただきました。

－令和元年東日本台風による被害概要－

あの日、川崎市では

人的被害	死者	1名
	軽傷者	7名
住家被害	全壊	38件
	半壊	941件
	一部破損	167件
	床上浸水	1,198件
	床下浸水	379件
ライフライン	停電	22,400件
	ガス停止	154件
公共関連被害額	道路	約11億円
	河川	約46億円
	港湾	約14億円
民間関連被害額	製造業等	約58億円
	農業	約0.3億円
	住宅	約71億円
最大総雨量	麻生区黒川	338mm

（令和元年12月末時点）

その時、避難所では

市内で最大 **158** 箇所の避難所を開設し、最大 **33,150** 人の方が避難されました

避難所である学校の体育館や教室に多くの方が集まりました

停電した避難所もありました

避難所の受付には多くの方が並び、なかなか中に入ることができませんでした

部屋の中に入りきれず、廊下や階段も避難スペースとしました

避難された方が集中した避難所の対応として、市バスでの移送を実施しました

とある避難所のモヤモヤ・・

今回の台風では、たくさんの悩みが溢れました

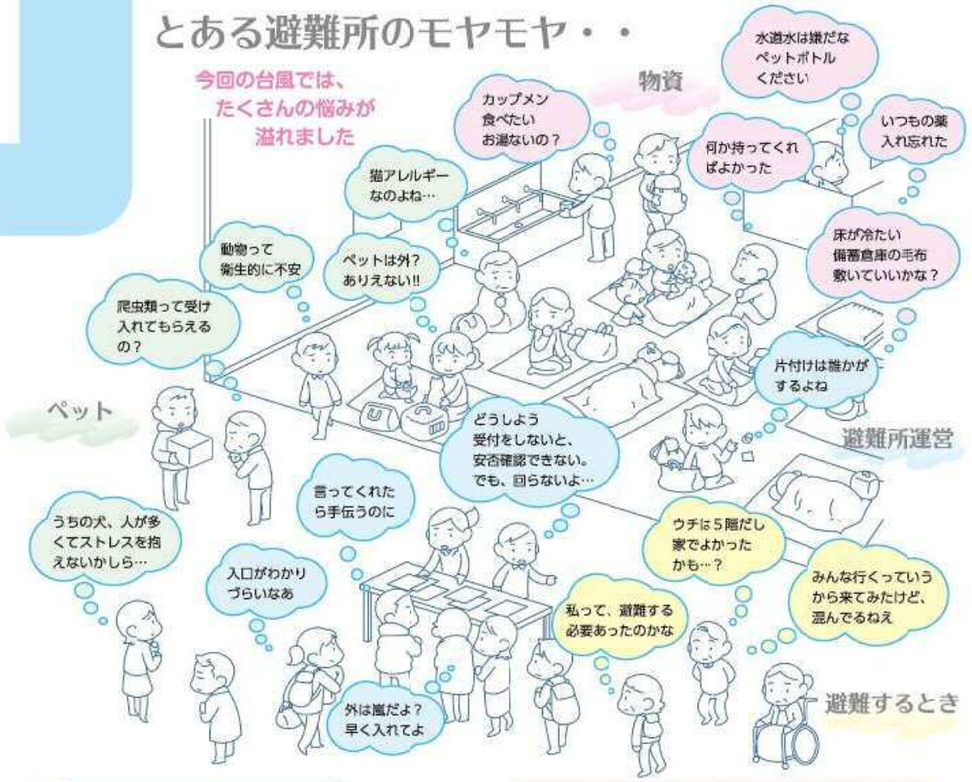

避難所は、みなさんの満足を目指す「ホテル」ではございません

みなさんの「命を守る」ことを最優先に基本ルールづくりや避難所整備などのさまざまな対策を進めていますが、大勢の人で溢れる避難所では、全員が満足するということは難しいのが現実です。

しかし、一人ひとりの備えや小さな配慮、地域の思いやりが重なることで、できることは沢山あります。みなさんの命や大切な家族を守るため、すぐに行動しましょう。

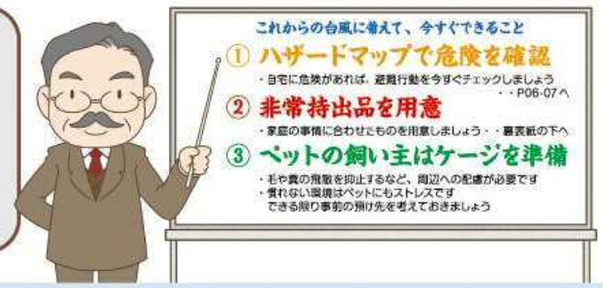

これからの台風に備えて、今すぐできること

① **ハザードマップで危険を確認**
・自宅に危険があれば、避難行動を今すぐチェックしましょう
・・P06-07へ

② **非常持出品を用意**
・家庭の事情に合わせたものを用意しましょう・・裏表紙の下へ

③ **ペットの飼い主はケージを準備**
・毛や糞の飛散を抑止するなど、周辺への配慮が必要です
・慣れない環境はペットにもストレスです
できる限り事前の預け先を考えておきましょう

川崎市は、洪水からの避難について考え直します。

今回の令和元年東日本台風では、洪水からの避難に多くの課題がありました。

例えば・・

- 避難所の備蓄物資は、長期間にわたる避難生活を想定していましたが、今回の台風対応では、避難所によって配る、配らないなどの取り扱いが異なりました。
- 風水害を想定したペット受入れのルールがあらかじめ決まっていませんでした。
- 洪水のような短時間の避難では、行政が避難所を運営することとなっていましたが、今回のように大勢の方の避難を想定できず、混乱が生じました。

あらゆる課題について検証を進めていますが、当日にどう考え行動したのか、また、風水害からの避難について、日頃から考えていることなど、率直なご意見をお寄せください。

アンケートはこちら

災害に立ち向かった地域の記録

ーあらゆる場面で地域が支え合いましたー

避難のとき

ご近所同士での声掛けをはじめ、町内会の方や民生委員が地域の方のご自宅を訪ねて避難を呼びかけるなど、避難が必要な方への避難誘導が行われました。

また、消防団が消防団車両で巡回し、地域をまわって声をかけ、避難誘導・支援を行いました。

避難所では

混乱した状況の中、地域の方々が避難所運営に協力して、備蓄倉庫に入っている物資の運搬や配布、ブルーシートなどを使った避難スペースの整理、避難場所となった教室からの机の運び出しなどを行いました。

それだけではなく、避難された方達に声をかけ、体調に不安がある方の話を聴くなど、避難所運営が多くの方の力で支えられました。帰宅するときも、避難された方が協力してゴミの片付けや清掃を行い、生徒・児童が元通りに使えるように配慮しました。

台風が去った後も

町内会では、排水ポンプでの清掃をはじめ、災害で生じたゴミの置き場所を決めて案内したり、地域の方の罹災証明書申請の支援など、さまざまな活動が行われました。人手が足りないときは、町内会からの募集呼び掛けに、多くの若い世代が集まり、みんなで協力して活動が行われました。

市内外を問わず、数多くの民間企業や協定団体の協力のもと、洗浄作業や災害廃棄物の処理が行われました。専門的な機材を要する作業もあり、少しでも早い復興のために大きな力となりました。

1,300 名を超えるボランティアの方々に協力いただき、ゴミの片付けや汚泥の除去などが行われました。改めて、人々の繋がりの暖かさが感じられる場面でした。

地域の繋がりに支えられました

被災地域の町内会加入者の言葉

このマンションに住み始めて 20 年になりますが、台風による被害は全く想定外のものでした。夕方にこれまでになく水が溢れ迫ってきたことから地下駐車場の車の移動が呼びかけられ、緊張感が高まりました。その後も水かさは増し続け、停電も発生、住民で対応できるレベルを超えました。

マンション全体が町内会に加入していたため町内会長からお声掛けいただき、車の移動場所の紹介や排水ポンプの手配、炊き出し支援、区役所への要望の取りまとめ、情報収集などさまざまな御支援をいただきました。町内会との連携なしでは、被災後の対応はできなかったと思います。

「困った時はお互い様」が活動の原点です

神奈川災害ボランティアネットワーク　担当者の言葉

災害ボランティアセンターの設置は、川崎では初めてのことで試行錯誤の繰り返しでしたが、地域の助け合いが活発に展開され、若い学生から市内在住の外国人の方、高齢者の方まで、さらには数多くの団体からの協力がありました。特に水害は、泥だしや荷運びなどの肉体労働が主体ですので、大変心強い存在でした。

しかし、被災された方々には健康面やこれからの生活への不安など、多くの困難や苦しみが続く中で支えていかねばなりません。

今後も、地域の減災に取り組むとともに、この教訓を生かすことが大切だと感じています。

一緒に頑張りましょう。

<ご協力いただいた団体・企業の皆様>

川崎市全町内会連合会・各区町内会連合会／川崎市自主防災組織連絡協議会／川崎市 PTA 連絡協議会／川崎フロンターレ／（株）みどり会／発就産業（株）／日枝神社／（株）DOT&LINE／NPO 法人小杉駅周辺エリアマネジメント／NEC（日本電気（株））／イッツ・コミュニケーションズ（株）／就業小杉安全スクエア（（株）安全モールズデベロップメント）／グランツリー武蔵小杉（（株）セブン&アイ・クリエイトリンク）／ららテラス武蔵小杉（三井不動産商業マネジメント（株））／こすぎの大学（企画編集ユニット 6355）／東京電力ホールディングス（株）／（株）ダッドウェイ／（株）ナチュラ／中原小学校おやじの会／上丸子小そば丸（一皇さん／や来と災害ボランティアネットワーク／川崎浴場組合連合会／日本警察消防スポーツ連盟／テニススクール・ノア溝の口校／セントラルフィットネスクラブ 24 溝ノ口／アマゾンジャパン（合）／高津せせらぎプレイパークやレンジャー／溝口温泉喜楽里（（株）スパサンフジ）／中野島小学校おやじの会／連携協定に基づく 11 大学／（独）国立文化財機構／（独）国立美術館／大学礼同利用機関法人人間文化研究機構／全国美容組合連合会／全国歴史民俗系博物館協議会／（特非）文化財保存支援機構（JCP）／（公社）日本青少年育成協会／神奈川県博物館協会／（一社）国宝重要神社連絡協議会／日本大学芸術学部写真学科／東京大学史料編纂所／（学）専門学校聖光学院学校／神奈川県行政書士会川崎支部・南支部／明治大学（地域産学連携研究センター）／色工業団体（海苔組）／セレクト川崎農業協同組合／イオンリテール（株）／川崎地域連合・川崎労働者福祉協議会／川崎ガー殿美術物語聖業連絡協議会／資源物収集運搬受託事業者／神奈川県監査資産義務協会／（公社）日本食品衛生協会（（一社）川崎市食品衛生協会）／かながわ災害時諸関相談対策協議会／曽フェニックスクラブ／幸区少年サッカー協会／小杉陸蹴 1 丁目野球部／災害支援団体 Revino／蒲尾少年野球部／丸子地区少年野球連盟／さいわい加瀬山の会／日本航空（株）／（株）協栄エンタープライズ／（株）ガルニエ／小澤組集（株）／（株）勇平／大成建設（株）／神奈川県石油業協同組合各支部／（公社）神奈川県エルピーガス協会川崎南・北支部／（一社）川崎建設業協会／川崎市建設協会／（一社）川崎建築業協会／（公社）かわさき市拓活動センター／（福）川崎市社会福祉協議会／（一社）川崎青年会議所／神奈川県土地家屋調査士会／（公社）神奈川県ペストコントロール協会／（公社）川崎市獣医師会／（一社）全国本造建設事業協会／（一社）神奈川県建設業協会／川崎市造園建設業協同組合（順不同）

（令和 2 年 1 月末現在）

川崎市への寄付　375 件　56,255,252 円（令和 2 年 1 月末現在）

応援メッセージ（一部）：同じ川崎市民として皆で協力していきましょう

地元川崎の災害支援に少しでも協力したい！頑張れ川崎！

たくさんの暖かい言葉とともに、多くのご支援をいただいております。（詳細は市 HP「令和元年東日本台風関連情報特設ページ」をご覧ください。）

被災者支援メニュー

現在もなお、被災され苦しんでいる方が多くいらっしゃる状況です。川崎市は、引き続き被災された方への支援に取り組みます。

被害に遭われた方が、各種支援制度を有効に活用できるよう、支援内容と問い合わせ先をまとめた冊子を作成しました。

冊子は、支援制度の拡充などにより、内容が変わることがありますので、ご留意願います。追加・変更情報はホームページでお知らせします。

風水害に備える！ 避難行動マイタイムライン

とある3家族のタイムラインを参考に、
ハザードマップで自宅周辺の洪水や土砂災害のリスクを確認しながら、
いざという時に慌てず行動するためのマイタイムラインをつくりましょう。

マイタイムライン作成シートはここから

東日本台風の場合

- 大型台風が関東地方へ接近する予報！

出典：気象庁ホームページ

- 気象庁記者会見（早めの対策を呼びかけ）

出典：気象庁

- ニュースでも繰り返し事前の対策を報道
- 各鉄道会社が計画運休に・・・
- お店からモノがなくなる!?

前日にはスーパーに長蛇の列ができたり、水や食べ物だけでなく生活用品も手に入りづらい状況でした。

- 警戒レベル4で全員避難行動！

災害が発生するおそれが高いです。自宅のリスクや家族の状況に応じて避難先への避難や、建物内のより安全な場所への移動をしてください。

- 緊急情報が発信されます

●メールニュースかわさき

空メールを送信して配信登録

●緊急速報メール（エリアメール）

時刻	出来事
16:57	大雨注意報
06:23	暴風警報
07:05	大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報
09:28	波浪警報、高潮警報
10:00	避難勧告（土砂災害・洪水）
12:00	川崎区に避難勧告（高潮）
14:00	多摩川（石原水位観測所）：避難判断水位到達
15:50	多摩川（石原水位観測所）：氾濫危険水位到達
16:30	高津区（平瀬川下流部）に避難指示（緊急）
17:50	高津区・多摩区に避難指示（緊急）
19:00	川崎区・幸区・中原区に避難指示（緊急）
22:30	多摩川（田園調布（上）水位観測所）：避難判断水位到達、氾濫危険水位到達
23:50	最高水位到達

3日頃～3日前

気象情報をこまめにチェック。ハザードマップも再確認。

守る家（まもるけ）の場合

娘（1歳）がいる3人家族。犬を飼育。一軒家の自宅は、2階の床下まで浸水のリスクがある。

親戚の家へ

- 会社・保育園の対応を確認
- オムツ・粉ミルク・水を多めに買う

支え家（ささえけ）の場合

70歳、一人暮らし。自宅（アパート1階）は浸水のリスクがある。近所に娘家族が住んでいる。

避難所へ

- 常備薬を確認
- 娘に電話する

備え家（そなえけ）の場合

30代会社員。マンションの4階に住んでいる。2階の床下まで浸水のリスクがある。

自宅で待機

- 足りないものを買い足す

2日前

- いつも遊ぶおもちゃを用意
- ペットホテルに問い合わせてみる
- 実家に連絡
- 大事なものを2階にあげる

- 非常持出袋を用意

前日

- 保育園にお迎え
- 実家に避難

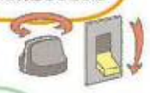

- 動きやすい服装を準備する

- 早めに避難所へ

- 携帯電話を充電
- 川の水位をこまめにチェック
- 物干竿をしまう

当日

- 避難完了！
- 避難完了！
- 避難完了！

雨が止んでも油断は禁物！

雨が止んだ後も、上流から流れてくる水で水位がさらに上昇したり、雨水で地盤がゆるみ、土砂災害が発生する可能性があります。今回の令和元年東日本台風の際にも、降雨のピークが過ぎた後に河川の水位が上昇したので、次のポイントに注意しながら適切な避難行動を取りましょう。

- ●むやみに川や崖に近づかない
- ●雨が止んでもすぐ避難先から移動しない
- ●行政機関からの避難情報や水位情報などをこまめに確認する

水位はここでチェック！

河川の水位は川崎市防災ポータルサイトや京浜河川事務所をはじめ、Yahoo!防災などの民間サイトでも確認できます。

出典：京浜河川事務所HP（http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00001.html）
水位観測所付近の川の事業箇所を加工して作成

ハザードマップ

避難行動は自宅のリスクや家族の状況で違います。必ずハザードマップで確認しておきましょう。

※危機管理室、各区役所危機管理担当の窓口等で配布しています。

ネットで見るなら　ガイドマップかわさき

防災豆知識　ライフライン（水・電気・ガス）が使えないとき

○明かり
懐中電灯にくしゃくしゃにしたレジ袋をかぶせる。

○トイレ
便器に便袋タイプの携帯トイレをかぶせて使用する。使用後は普通ごみへ。

○お風呂
ウェットティッシュで体をふく。

○歯磨き
液体ハミガキの使用、ガーゼやハンカチを指に巻き汚れをとる。

※マイタイムラインは、あくまで目安の行動です。実際の災害時には、避難情報や気象情報をこまめに確認し、マイタイムラインを参考にしながら状況に合わせた柔軟な行動を取りましょう。

あなたの思いを、かたちに。

通学路に立って
交通事故から子どもを見守ってくれている人がいます
カラスが散らかしたゴミをほうっておかずに片づけたり
ネットやカゴをメンテナンスしてくれる人も

お祭りをやるのもひと苦労
でも集まってくれた人が
少しばかりの楽しみを感じたり
笑顔になってくれれば
続ける甲斐もあるものです

一人ひとりの関わり方に違いはあっても
「こんなご近所であったらいいな」
「こんな地域や社会があったらいいな」
という思いを持ち寄れば
まちはもっと豊かになります

一人では歩けない人を
大切な場所まで送り届けてくれる人もいる
気になる人に何気ない声掛けをすることで
救える命もある

災害が起きたとき、あなたの命を救うのは
あなた自身であり、あなたの地域であります
そんな思いがつまったまちであるほど
災害時には強いのです

あなたの思いを少しだけ、形にしませんか？

関わり方はいろいろ。
まずはアクション！

私・た・ち・の・思・い

私たちと一緒に活動しませんか？

こんな関わり方も！
気軽にご近所と繋がろう

ご近所SNS マチマチ

町内会・自治会

親子運動会

自主防災組織

防災訓練

消防団

消防訓練

消防団の紹介

日ごろからのつながりがあったからこそ、災害時も支え合うことができました。同じ地域に住んでいる人が仲良く助け合うためにも、お祭り・見守り・防災訓練などの私たちの様々な活動によって、絆がさらに強くなり、笑顔が広がっていくことが私たちの願いです。

その気になったら まずはお問合せ！

お問合せ先	町内会・自治会は地域振興課まで	自主防災組織は危機管理担当まで	消防団は消防総務課まで
川崎区役所	044-201-3133	044-201-3322	044-223-2514
幸区役所	044-556-6609	044-556-6610	
中原区役所	044-744-3159	044-744-3141	
高津区役所	044-861-3144	044-861-3148	
宮前区役所	044-856-3135	044-856-3114	
多摩区役所	044-935-3133	044-935-3146	
麻生区役所	044-965-5113	044-965-5232	

消防団に入団し地域の方々との交流が増えて、暮らす街が大好きになりました。大切な家族や友人が暮らす街を守ることが私たちのやりがいです。

保存版

我が家の非常持出品　チェックシート

※あくまで一例です。各家庭の事情に合わせたものを用意しましょう。

□飲料水　□非常食　□救急医薬品　□携帯トイレ　□いつも服用している薬　□歯ブラシ・口腔ケア用品　□現金　□電池　□懐中電灯
□モバイルバッテリー・充電器　□時計　□ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□上着（防寒着）　□タオル　□着替え　□スリッパ

9 アンケート集計結果

(1) 自主防災組織のアンケート集計結果

調査対象：自主防災組織の方々

調査期間：令和２年１月１６日～３１日　回 答 数 ：４９３通

Ⅰ　台風 19 号発生時の状況についてお尋ねします。

各区回答件数

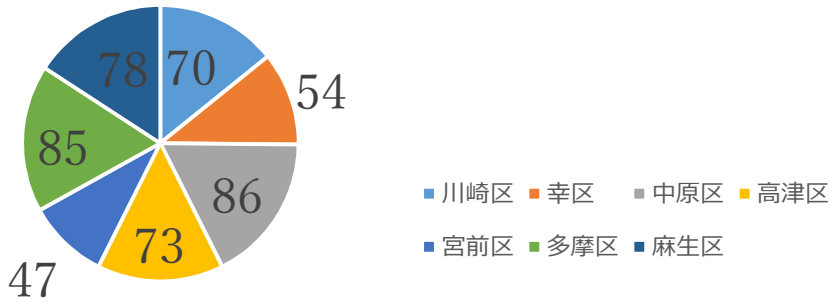

問１ 貴自主防災組織はどの避難勧告がかかる地域ですか。

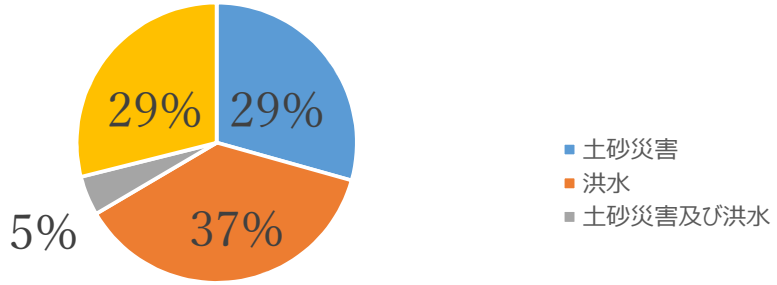

問２ 避難所開設の情報についてどのように知りましたか。※複数回答

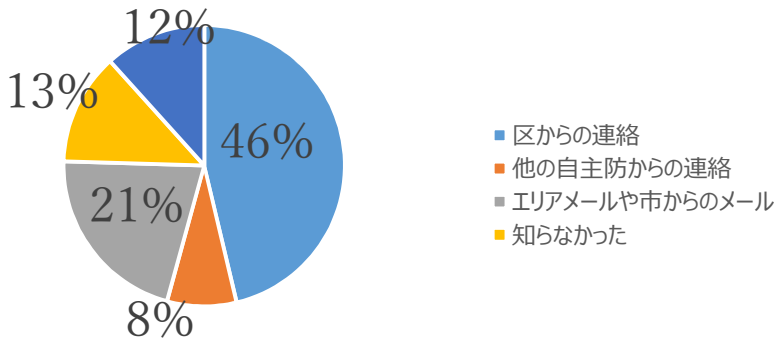

問３ 避難所には行かれましたか

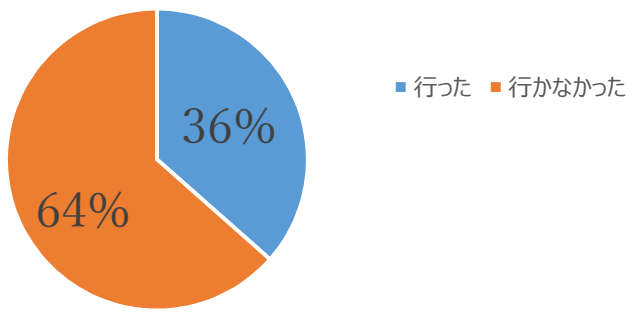

問４ 避難所には行かれた際の行動について伺います。

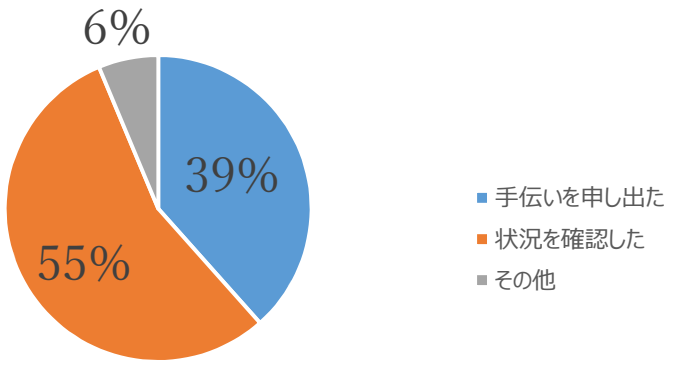

問５ 避難勧告が発令された際、自主防災組織の方々に連絡しましたか。

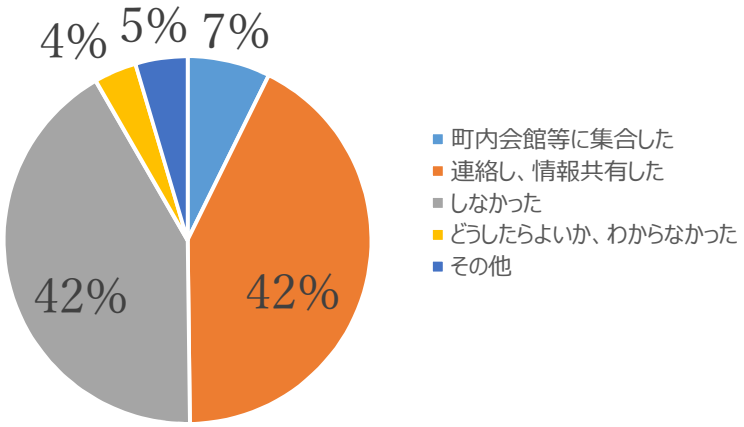

問６ 何人くらいの方が集まりましたか

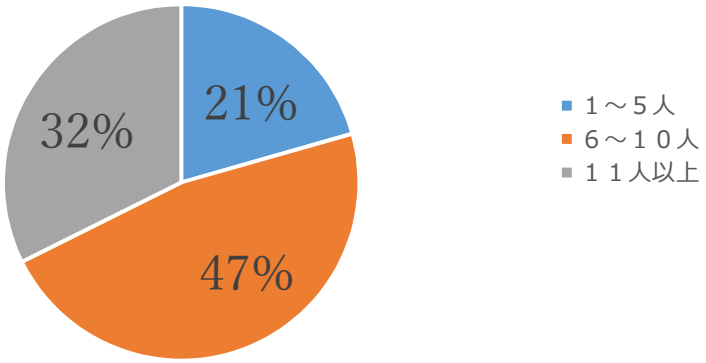

問7 何人くらいの方と連絡取り合いましたか。

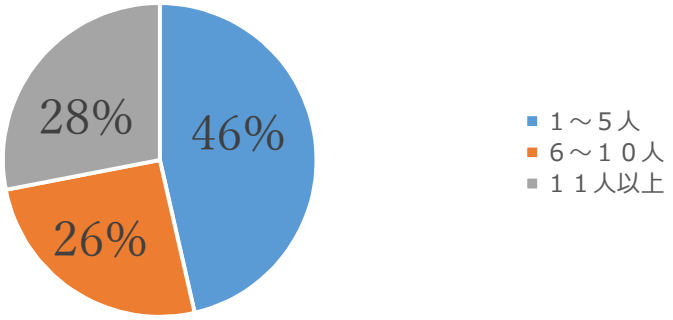

Ⅱ　風水害時における避難所運営についてお尋ねします。

問８ 地域防災計画（風水害偏）において「避難所の開設等」について記載があることをご存知ですか。

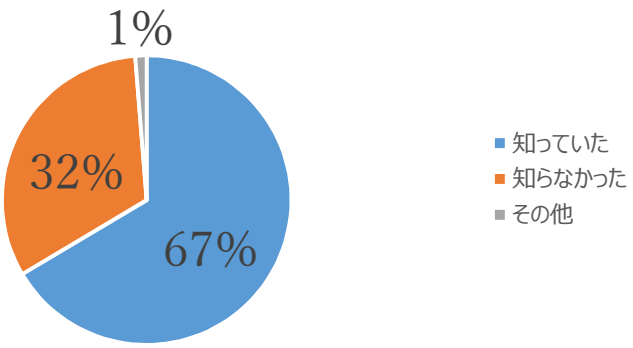

問 9 今回、市職員及び施設管理者により、避難所運営を行い、混乱が生じました。今後の避難所運営はどうあるべきだと考えられますか。

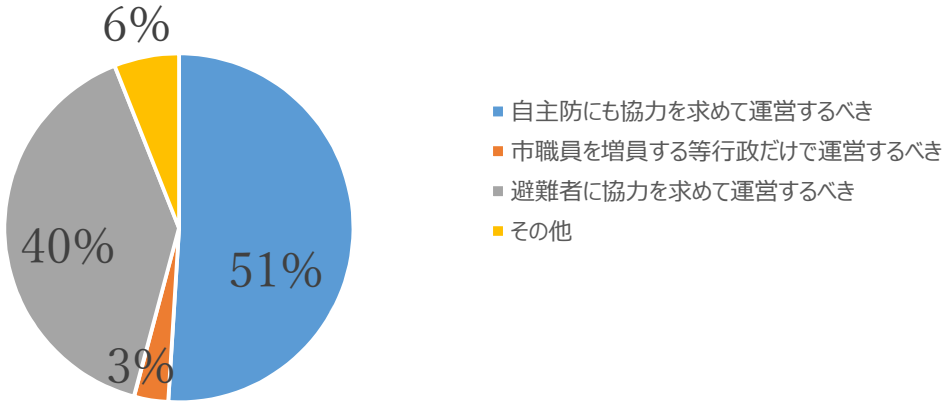

問 10 今後、台風 19 号のような特に大規模な風水害時は、避難所開設及び運営に携わっていただくことはできますか。

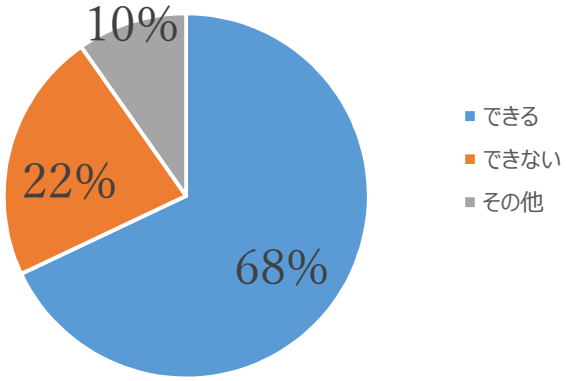

問11 携わっていただける場合、条件（事前準備）はありますか。

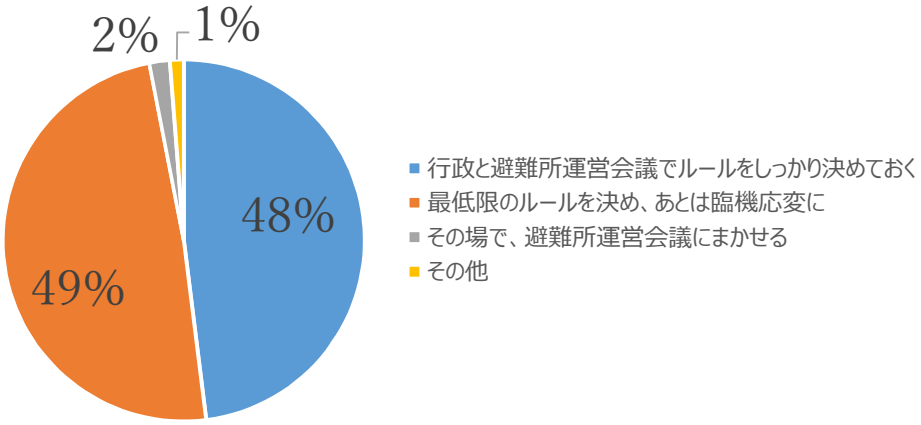

問12 避難所運営を行うには、何が重要だと考えますか。

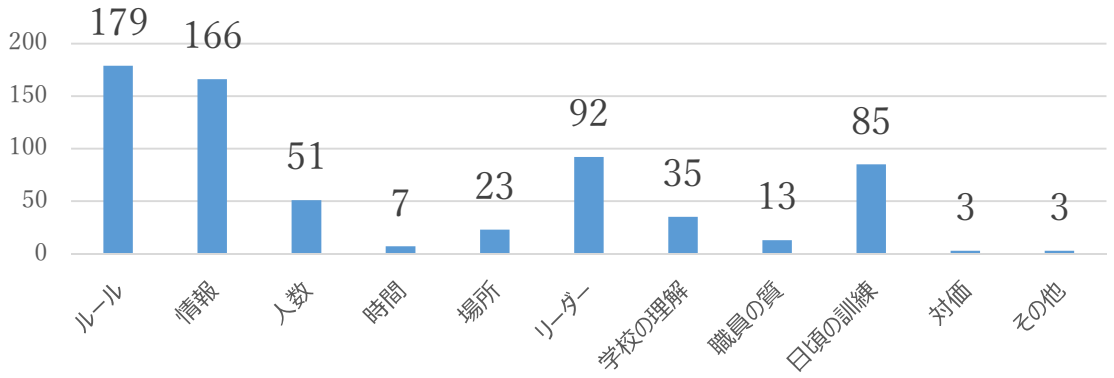

Ⅲ　要援護者避難支援制度についてお尋ねします。

問 13 要援護者避難支援制度に登録された方の安否確認は行われましたか。

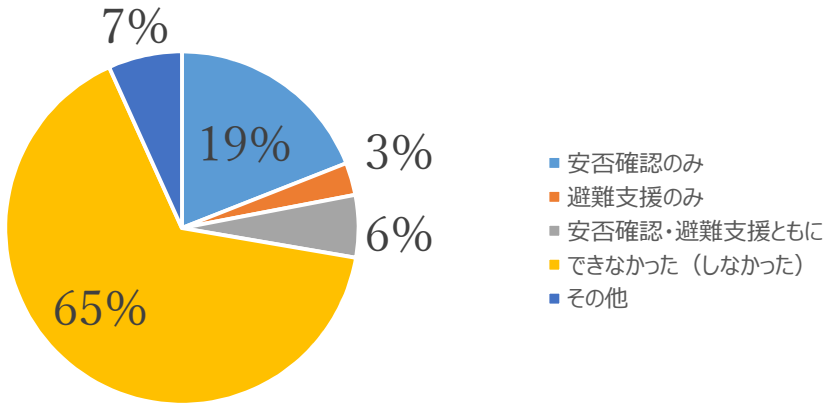

問14 安否確認はどのように行われましたか。※複数回答

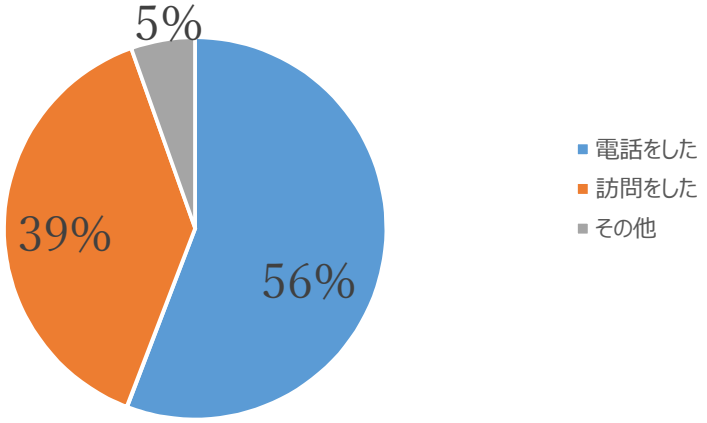

問15 避難支援を行われたのはどなたですか。

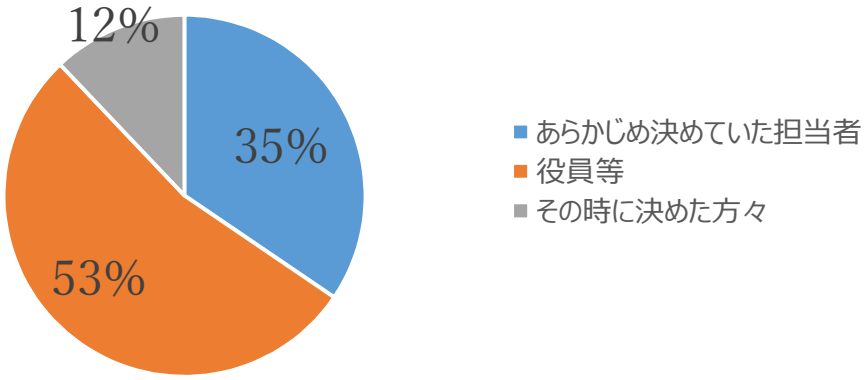

問16 避難支援は行われましたか。

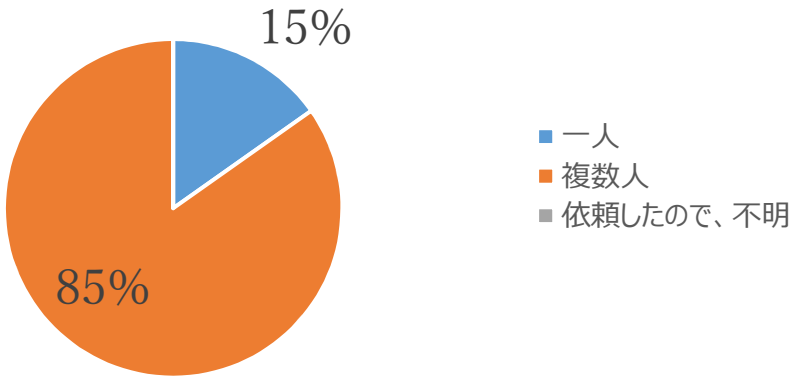

問17 避難支援の手段はどのようなものでしたか。

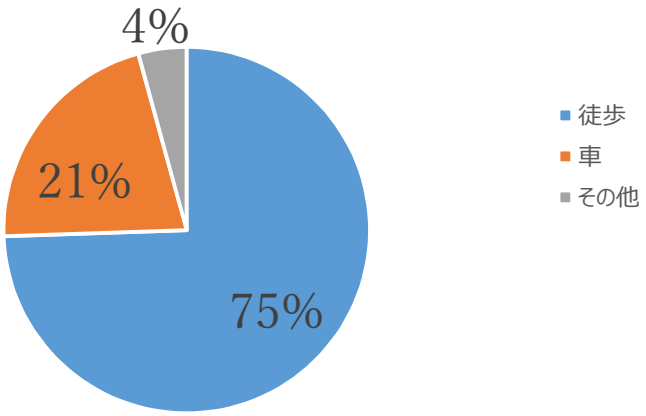

問 18 安否確認や避難支援ができなかった（しなかった）理由は何になりますか。

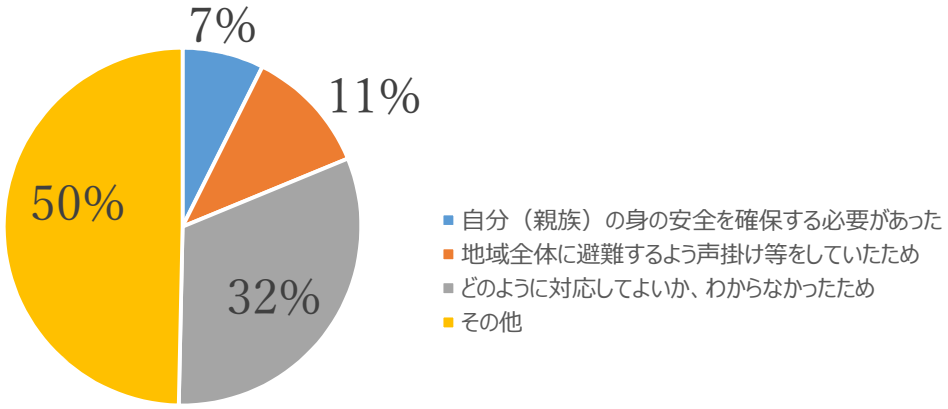

Ⅳ　備蓄物資についてお尋ねします。

問 19 地域防災計画（風水害偏）において、物資の供与は「避難が長期化にわたる場合」となっていることをご存知ですか。

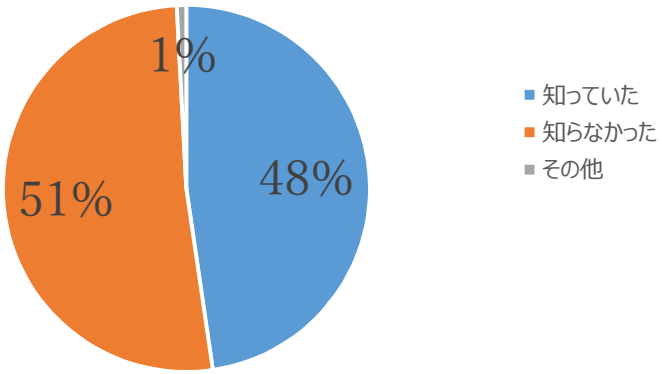

問 20 本誌の備蓄食料は原則、震災により家屋の全壊等により、自宅に戻れない方のために備蓄しているのですが、風水害時に一時的に避難されてきた方にその備蓄食料を提供することについてどう思われますか。※複数回答有

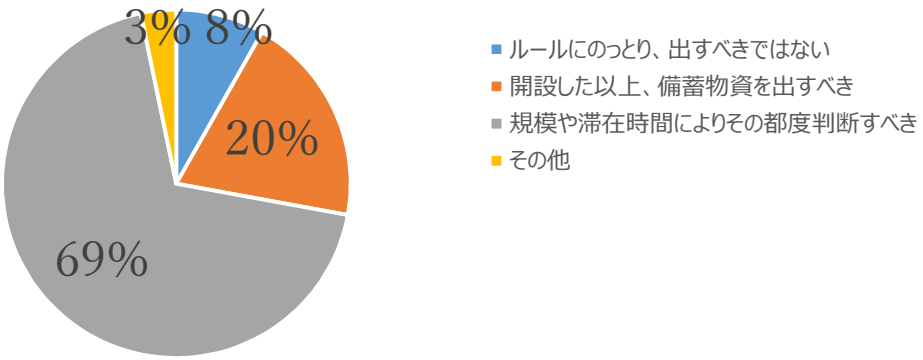

問 21 貴自主防災組織で非常用持出袋を用意するよう周知されていますか。

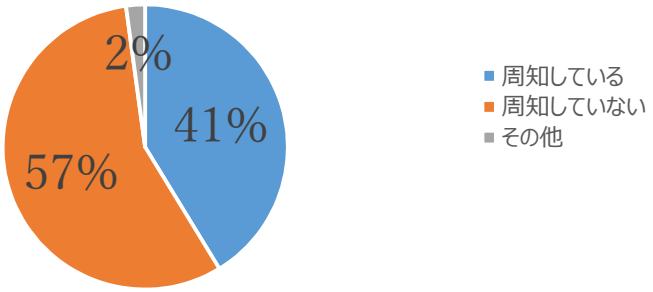

問 22 今回の避難で準備している非常用持出袋を持参された方はいましたか。

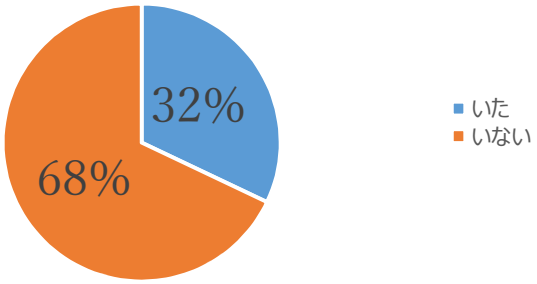

問 23 備蓄物資の搬出等の助力（お手伝い）の状況を教えて下さい。

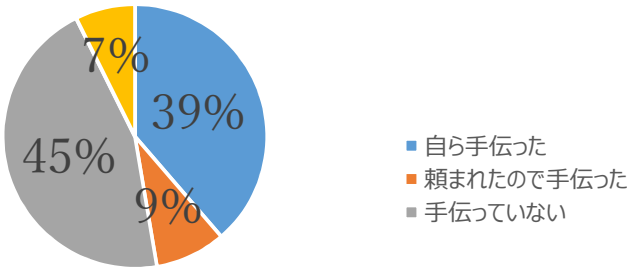

問24 備蓄物資の搬出等の時、大変だったことは何ですか。

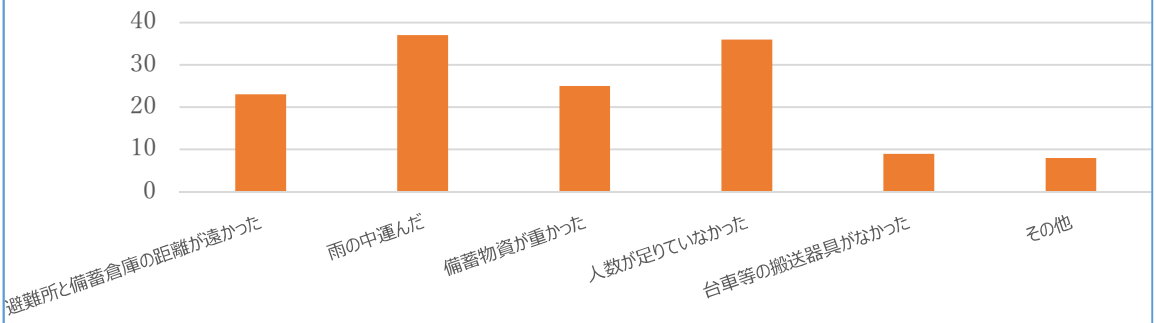

(2) 区役所職員のアンケート集計結果

調査対象：避難所開設・運営に従事した各区役所職員

調査期間：令和元年 11 月 11 日～21 日　回 答 数 ：158 通

■運営体制に関すること

質問１）避難所開設･運営に携わった１避難所あたりの人数

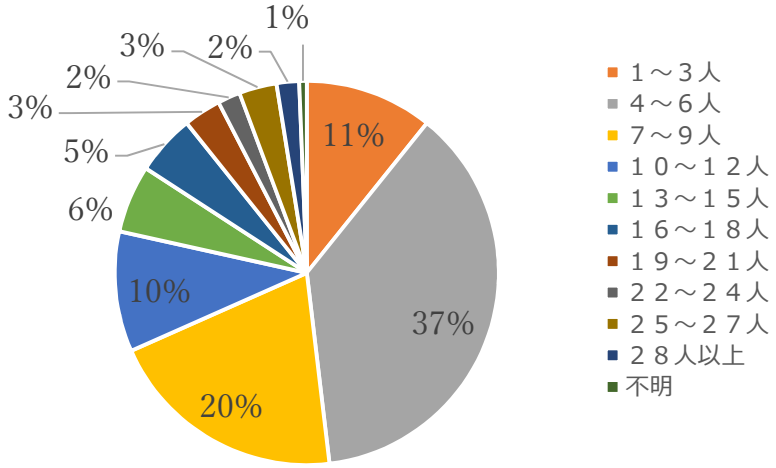

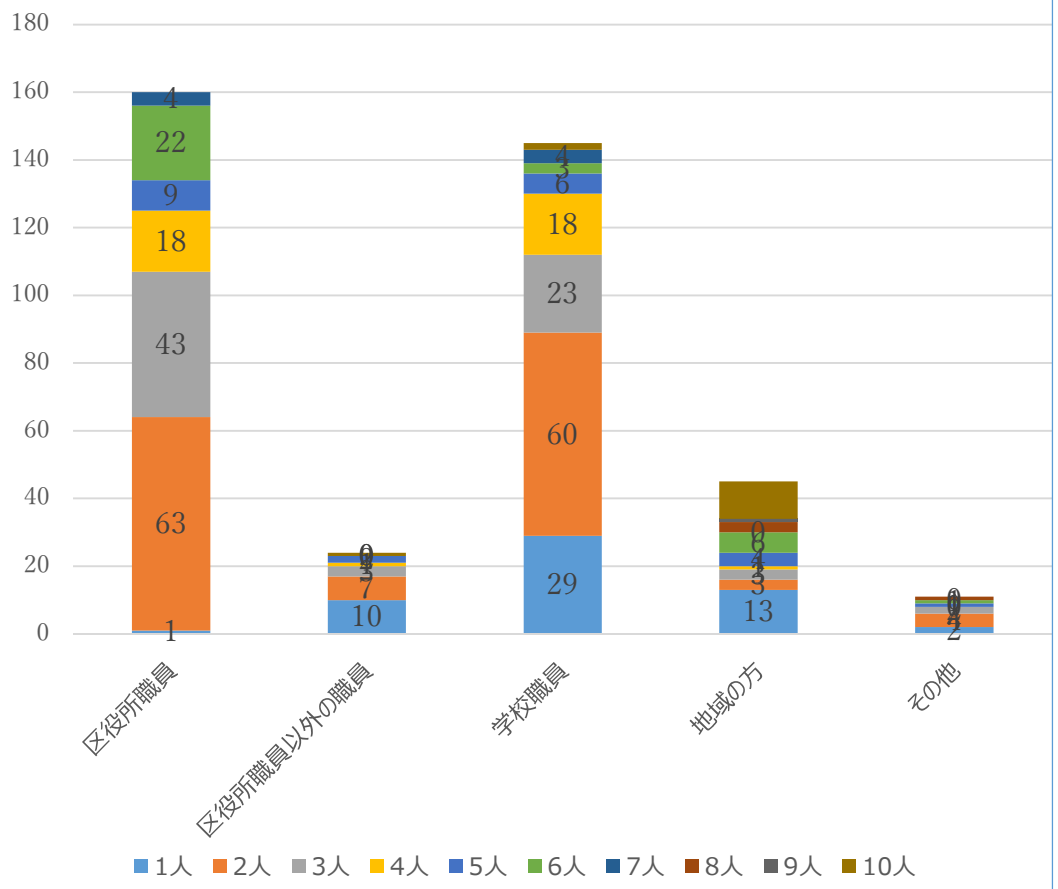

質問２）上記の人数で職員の数は足りていましたか？

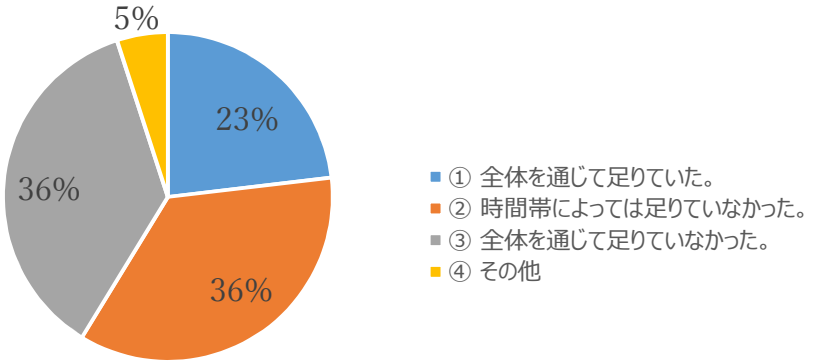

質問３）避難者も避難所運営に参加されましたか？

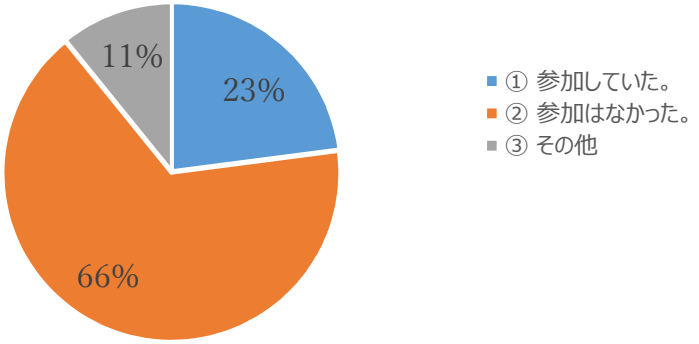

質問４-１）当日従事した業務についてお伺いします。

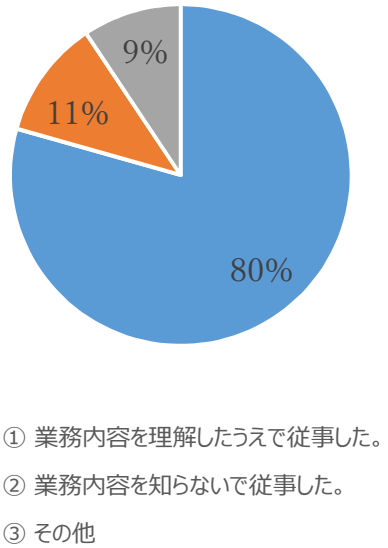

質問４-２）当日従事した業務について具体的に御記入ください。

＜区役所職員の場合＞

〇避難者対応
　避難者の受付・誘導・割振り、避難所内の注意事項の周知、
　備蓄物資の移動（水平・垂直）・配布、避難者の要望対応、
　退所者対応、要配慮者対応（トイレの介助、補助）
〇避難場所
　避難スペースの確保（要配慮者含む）、立入禁止エリアの指定、
　教室の机・椅子の移動、各種表示関係、後片付け
〇その他
　市民からの問い合わせ対応、区への避難状況の報告、学校からテレビ等の借用、見回り、看板の設置、教職員との打合せ、ペット対応

＜地域の方の場合＞

〇避難者対応
　避難者の受付・誘導、物資の搬送・配布
〇避難場所
　避難所の設営、撤収作業
〇その他
　避難所の様子確認、民生委員との連絡調整、炊き出し

質問５）区本部に情報伝達・照会等する場合の連絡系統について

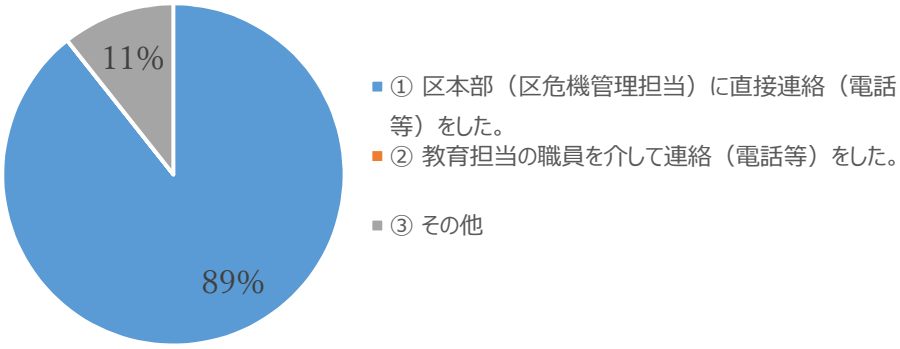

■避難所として使用する教室や避難者の受付等に関すること

質問６）避難場所として使用した場所の判断について

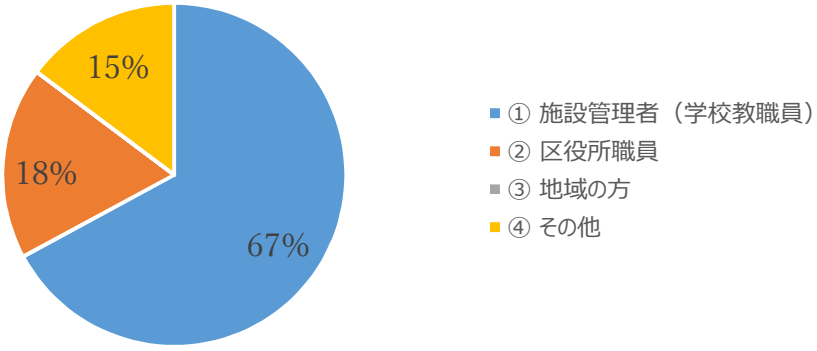

質問７）空調のある教室等を避難スペースとして使用したか？

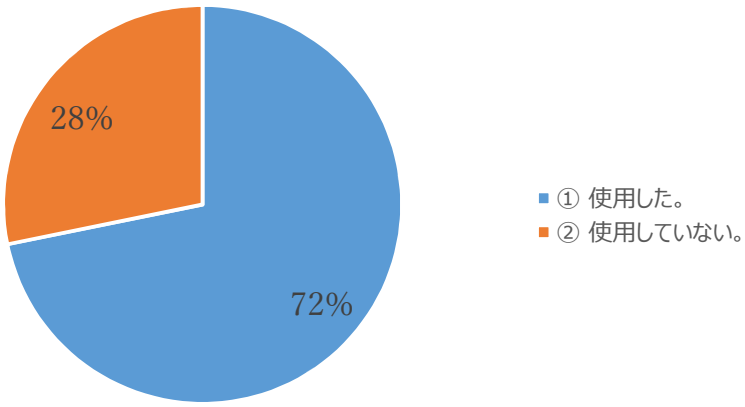

質問８）避難場所として使用した場所について

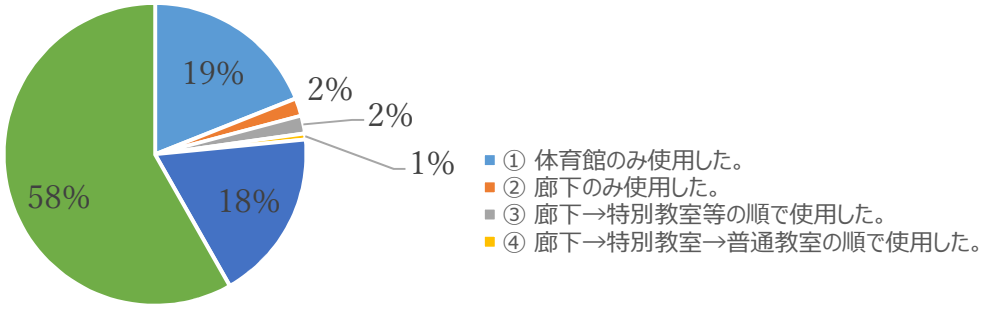

質問９）垂直避難時に避難所として使用する教室、多目的室等について

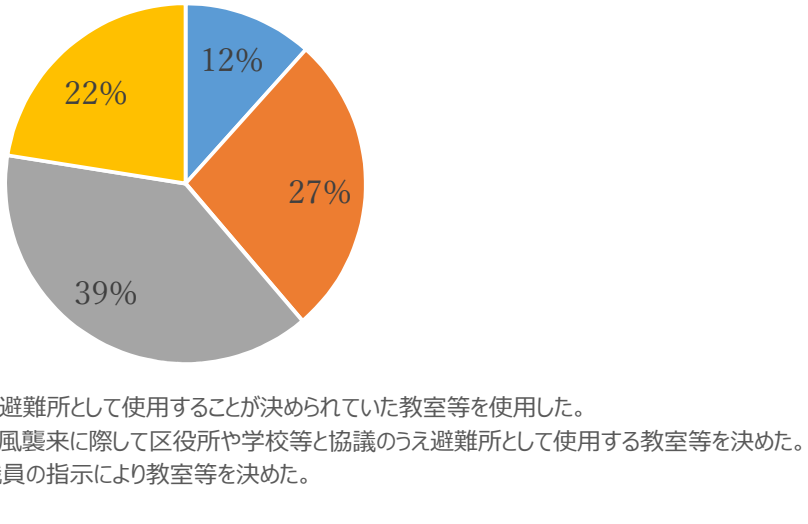

質問10-1）避難者の受入時における「受付」の設置場所

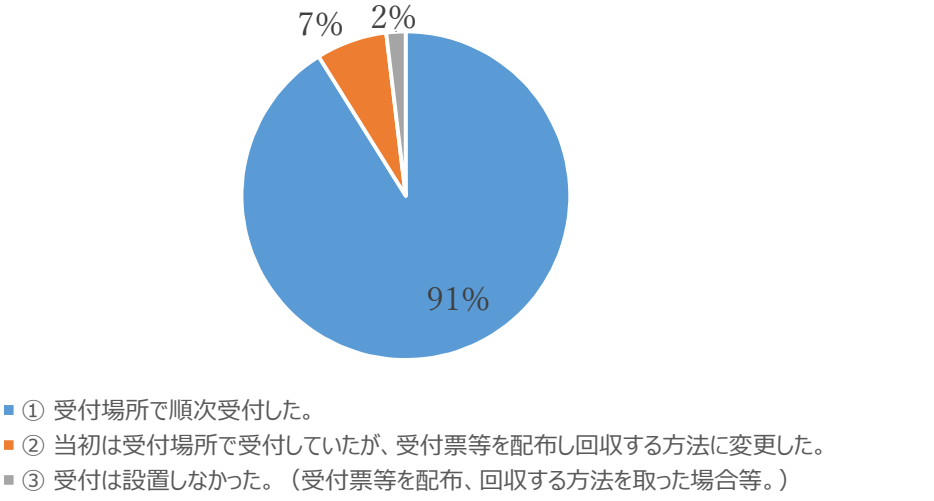

質問10-2）避難者の受入時における「受付」の設置場所について

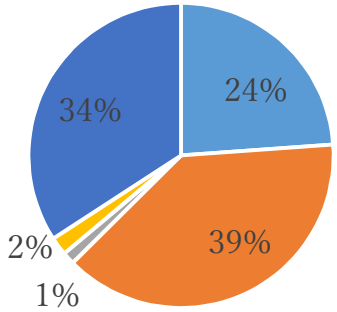

- ① あらかじめ避難所開設時の受付を設置することが決められていた場所に設置した。
- ② 今回の台風襲来に際して区役所や学校等と協議のうえ受付の設置場所を決めた
- ③ 区役所（区危機管理担当）から受付の設置場所について指定があった。
- ④ 学校教職員から受付の設置場所について指定があった。
- ⑤ その他

質問11）避難者の受入時における「受付簿」（受付票）について

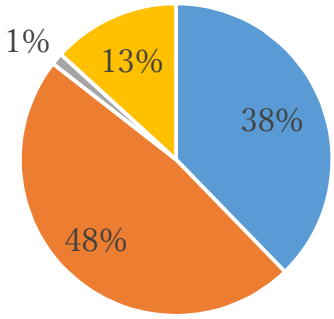

- ① あらかじめ作成・準備していた避難者用受付簿（受付票）を使用した。
- ② 区役所から職員が避難者用受付簿（受付票）を持参した。
- ③ 今回の台風襲来に際して急遽学校で作成した。
- ④ その他

質問12）避難者の受入時にスペースや教室の割り振りについて

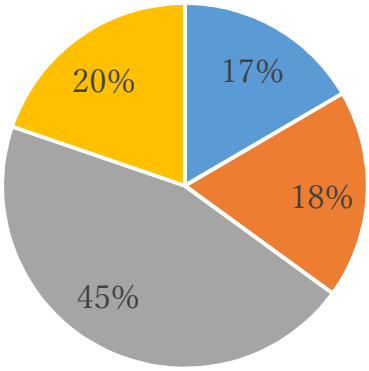

- ① スペースを区分けし割り振りを行った。
- ② 教室単位で割り振りを行った。
- ③ 割り振りは行わなかった。

質問13）増えてきた避難者の対応について

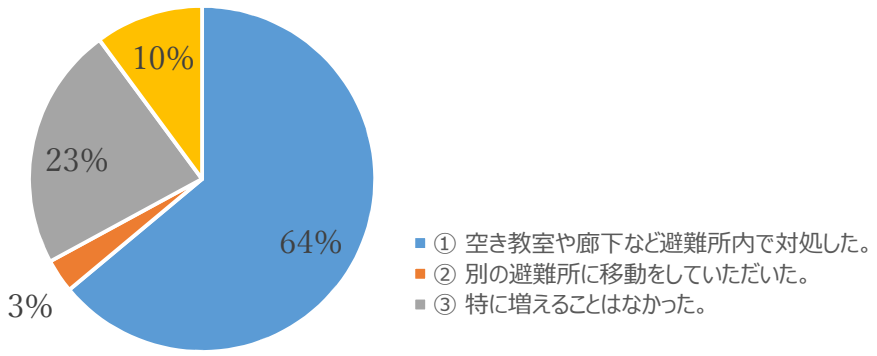

質問14）受入れたペットの頭数、種類について

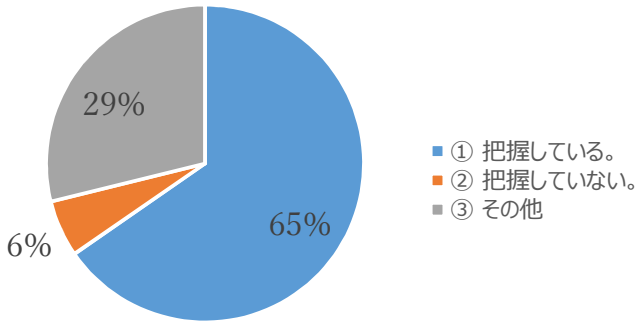

質問15）ペットの受入れについて

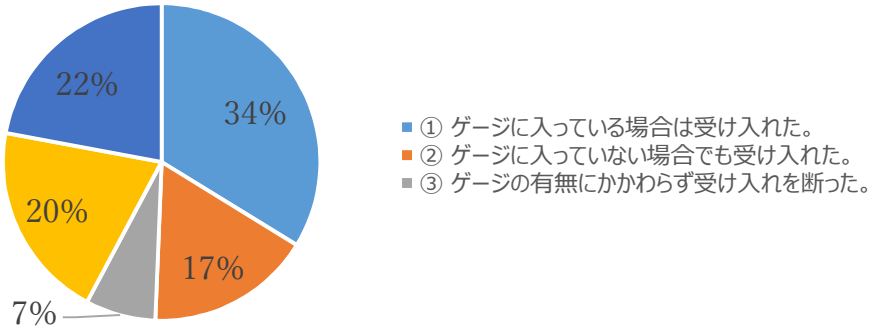

頭数

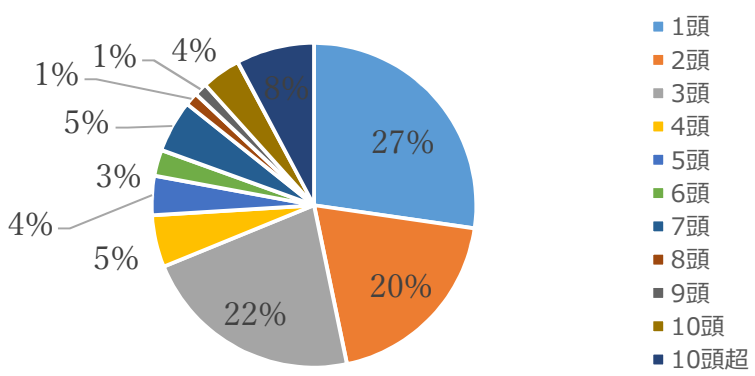

質問16）ペットの受入れに際して避難者にアナウンスした留意事項等について

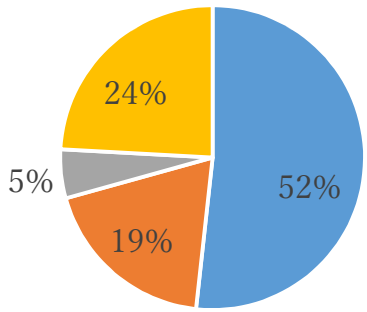

- ① ペットを伴って避難所（校舎内）に入ることはご遠慮いただきたいので、ペットはゲージに入れたまま、所定の場所（入口付近等）に置いてください。
- ② ペットを伴った避難者専用の所定の教室等でお過ごしください。ただし、所定の教室等であってもゲージからは出さないでください。
- ③ ペットを伴った避難者専用の所定の教室等でお過ごしください。なお、所定の教室等ではゲージから出しても良いです。
- ④ その他

質問17）ペットを受入れた教室等の清掃について

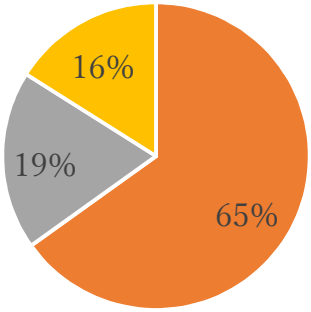

- ① 掃除機を使用するほか、薬品による消毒など特に入念に清掃を行った。
- ② ペットを受け入れたことに伴う特別な清掃等は行っていない。（通常の片づけ、清掃程度）
- ③ 清掃そのものを行っていない。
- ④ その他

質問18）ペットを受入れなかった場合にお聞きします。

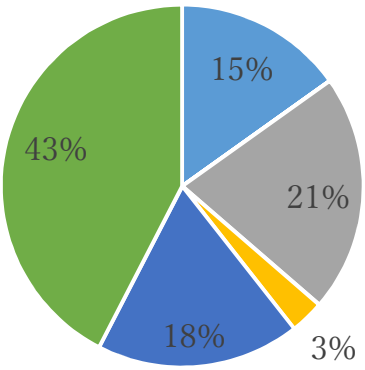

- ① ルールにより受け入れはできないこととなっているため。
- ② 受け入れている避難所もあるが、こちらの避難所では体制が整っていないため。
- ③ アレルギーや動物が苦手な方等もいるため。
- ④ 避難者が多いことからペットのためのスペースが確保できないため。
- ⑤ 学校教職員から受け入れを禁止と言われたため。
- ⑥ その他

■車による避難者への対応について

質問19）車で避難してきた市民への対応について

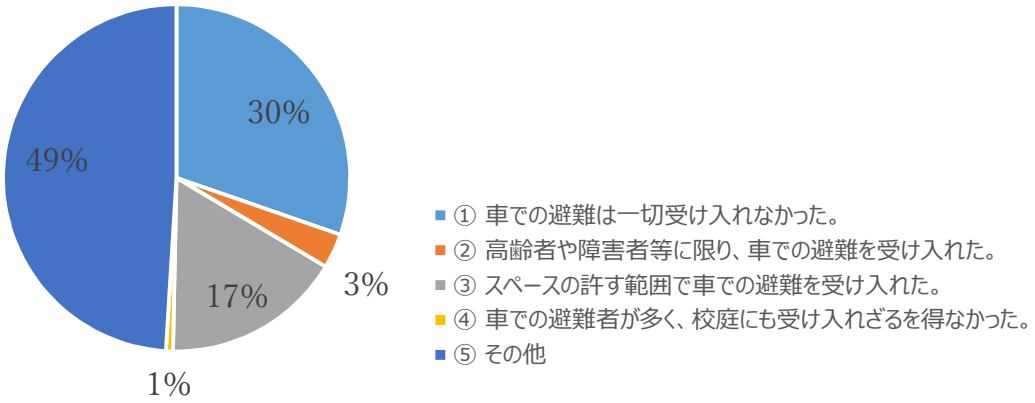

質問20）車の駐車場所について

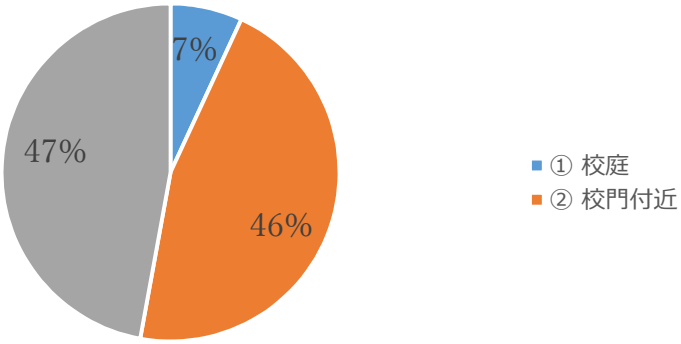

質問21）駐車場所への交通整理等の保安要員の配置について

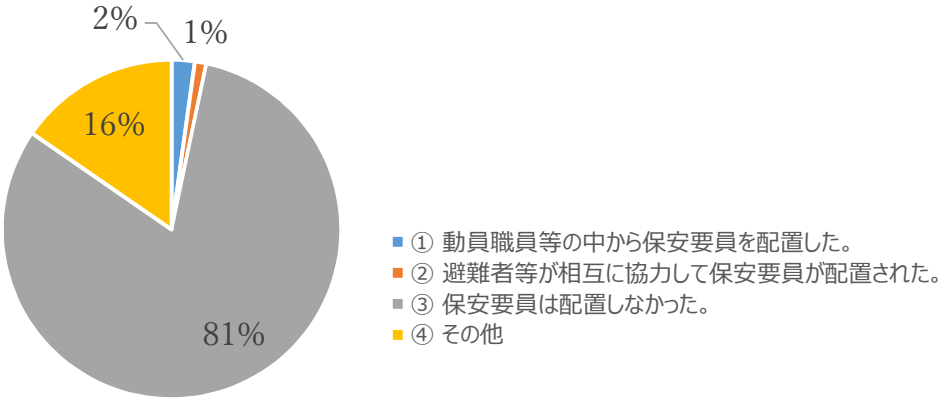

■学校内トイレの使用状況について

質問22）学校内トイレの使用状況について

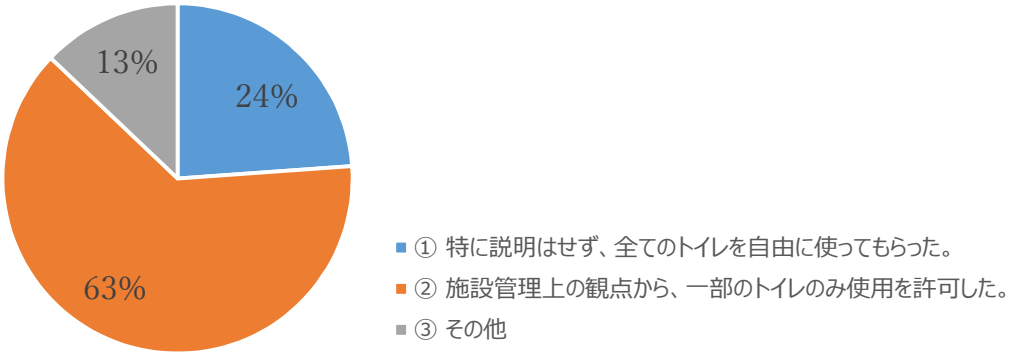

質問23）学校内トイレ使用について

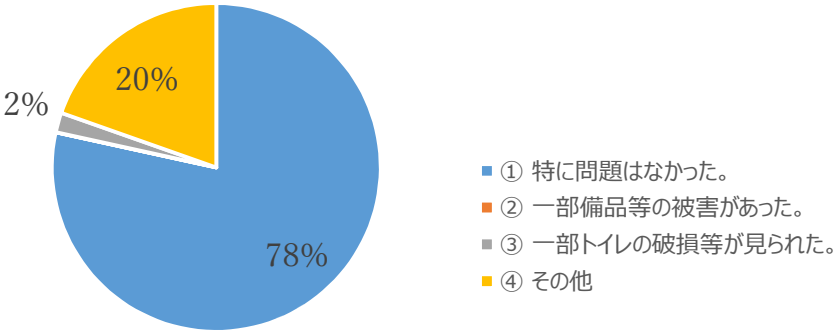

質問 24）学校内トイレ使用について避難者からの要望があった場合は記載して下さい。

・廊下を移動するときの、手すりが片側にしかなく、職員により介助を行った。
・トイレに向かうまでの廊下に上りのスロープがあり、車いすの方から不便だという声があった。
・要望はなかったが、授乳やおむつ替えのスペースに多目的トイレを使用する予定をしていた。

■物資の供与等に関することについて

質問25）提供した備蓄物資について

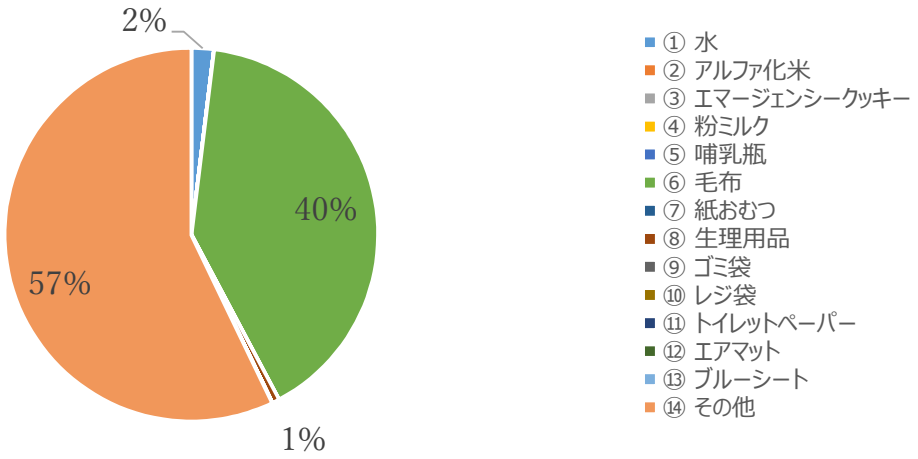

質問26）備蓄物資の提供は何に基づいて行いましたか？

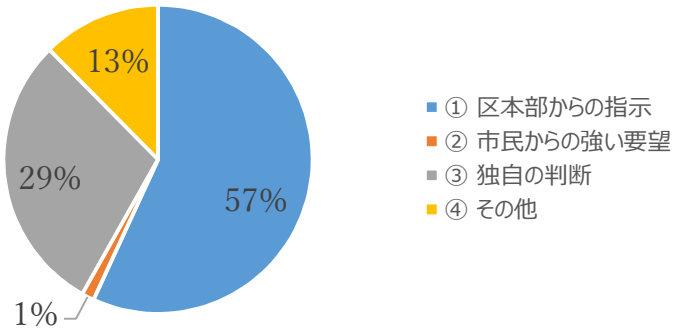

質問27）避難者による「ゴミ」の取扱いについて

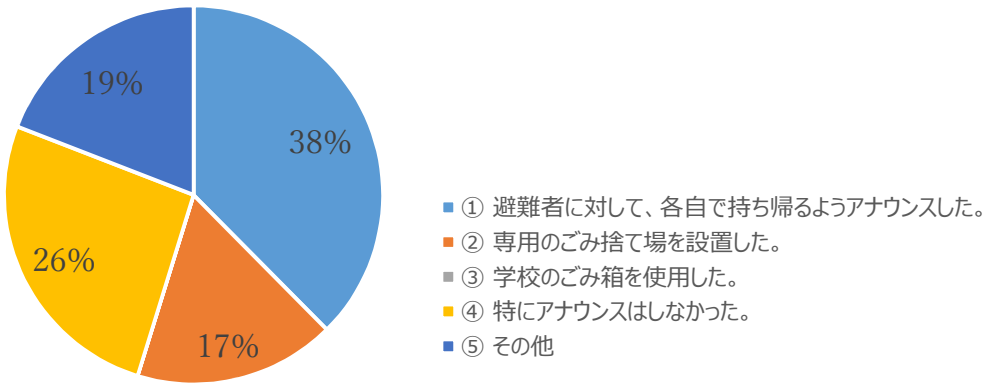

質問28）避難者の「ゴミ」の捨て場所の位置について

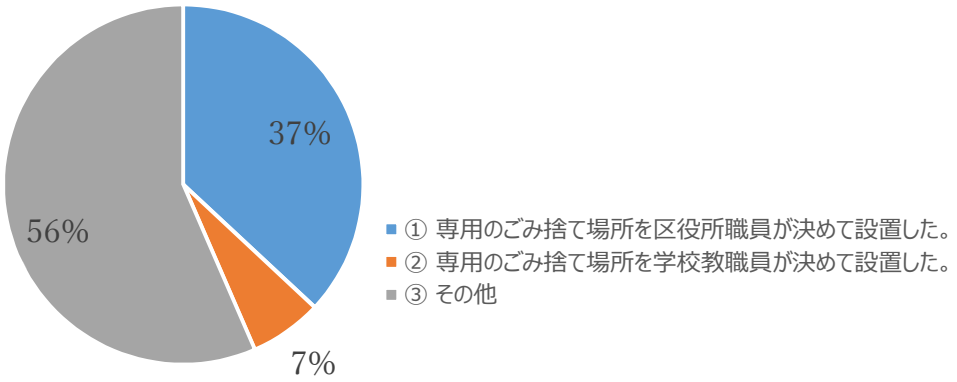

質問29）備蓄品使用に伴う「ゴミ」（毛布の袋など）の捨て場所について

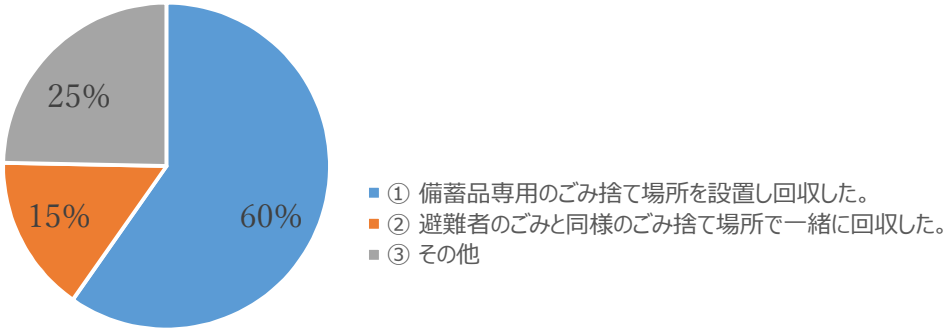

質問30）「ゴミ」の回収方法について

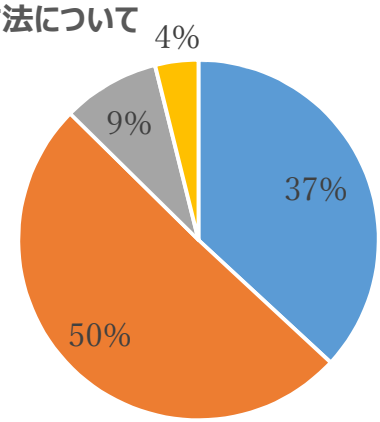

- ① 備蓄品使用に伴うごみも含めて、区役所職員が持ち帰った。
- ② 備蓄品使用に伴うごみも含めて、区役所職員が後日回収に来るので１カ所にまとめて置いた。
- ③ 備蓄物資の使用によるごみは区役所職員が後日取りに来るが、避難者のごみは学校で処分するよう伝えた。
- ④ ごみの処分については特に決めなかった。

質問31）避難所を設置したことにより発生した「ゴミ」に関して何か課題が生じましたか？

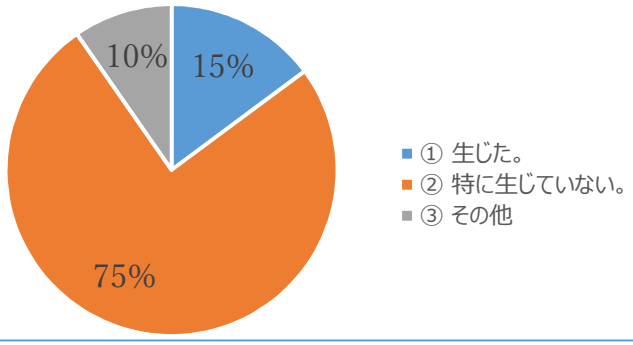

■その他避難所運営に関することについて

質問32）学校の備品、消耗品の使用について

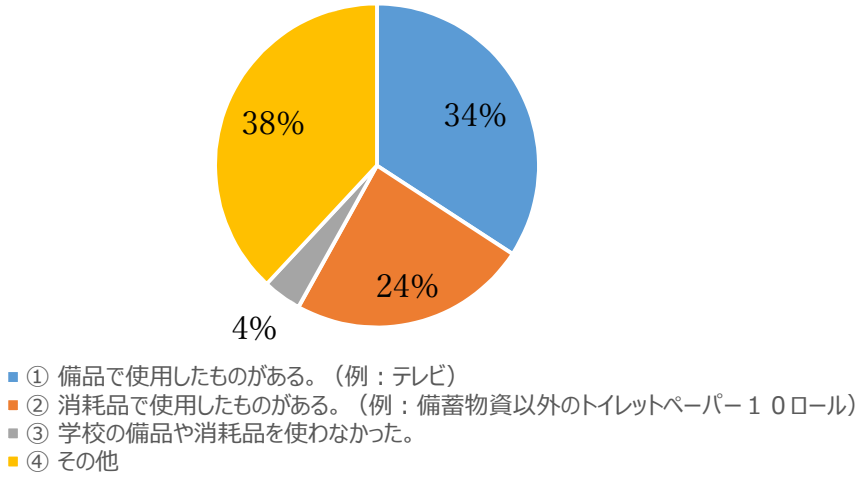

質問33）避難所での災害情報の収集について

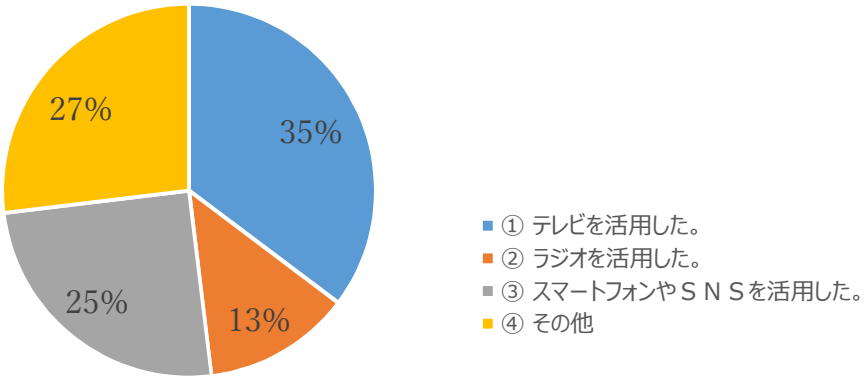

質問34）高齢者や障害者、妊婦等、要援護者への対応について

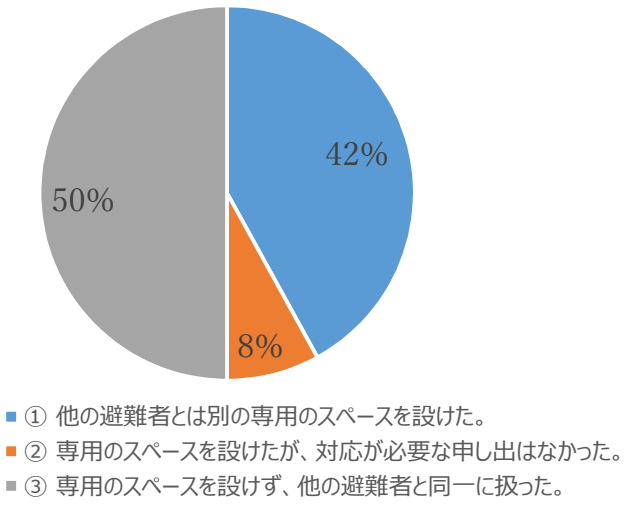

質問35-1）避難者からの要望や苦情について

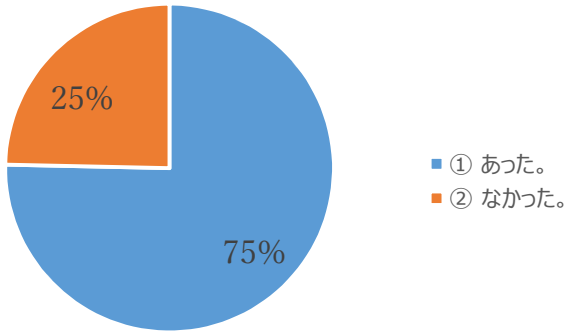

質問 35-2）避難者からの要望や苦情とその対応について、具体的に御記入ください。

・授乳室を設置してほしいとの要望があり、学校側と相談し、教室を解放した。
・コンセントの使用、充電についての要望があり、公共のものという理由で断ったほか、モバイルバッテリーの使用等のご理解をいただいた。
・ペットの同伴ができないことが十分に周知されていないとご指摘を受けた。
・川崎市外居住者等から避難についての問合せがあり、受入れることにした。
・火気の使用及び喫煙の要望があったが、施設管理上から許可できないことをご理解いただいた。
・インフルエンザ患者のいる家族から避難できるかの問い合わせがあったため、学校と相談して部屋を用意した。

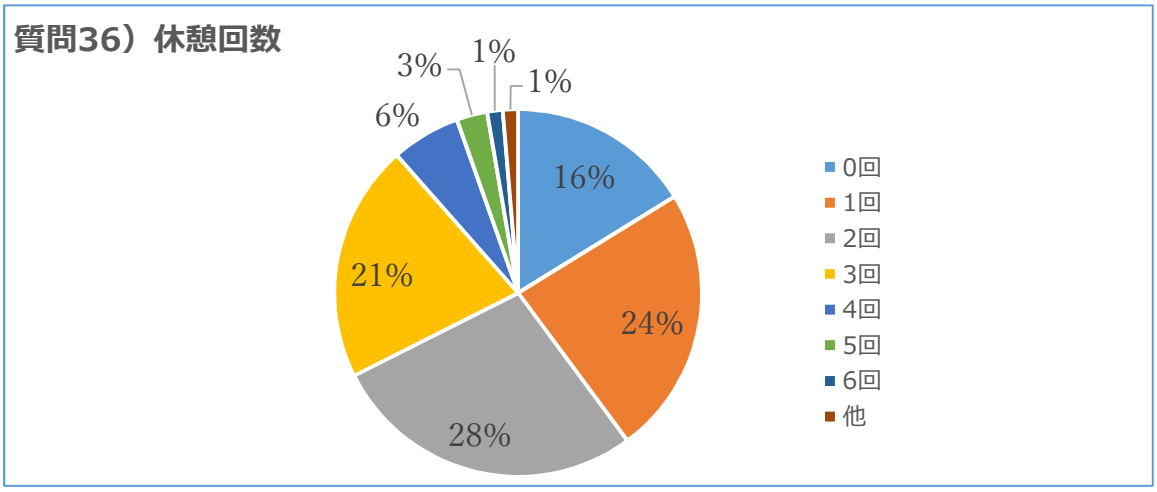
質問36）休憩回数
16%
24%
28%
21%
6%
3%
1%
1%
0回
1回
2回
3回
4回
5回
6回
他

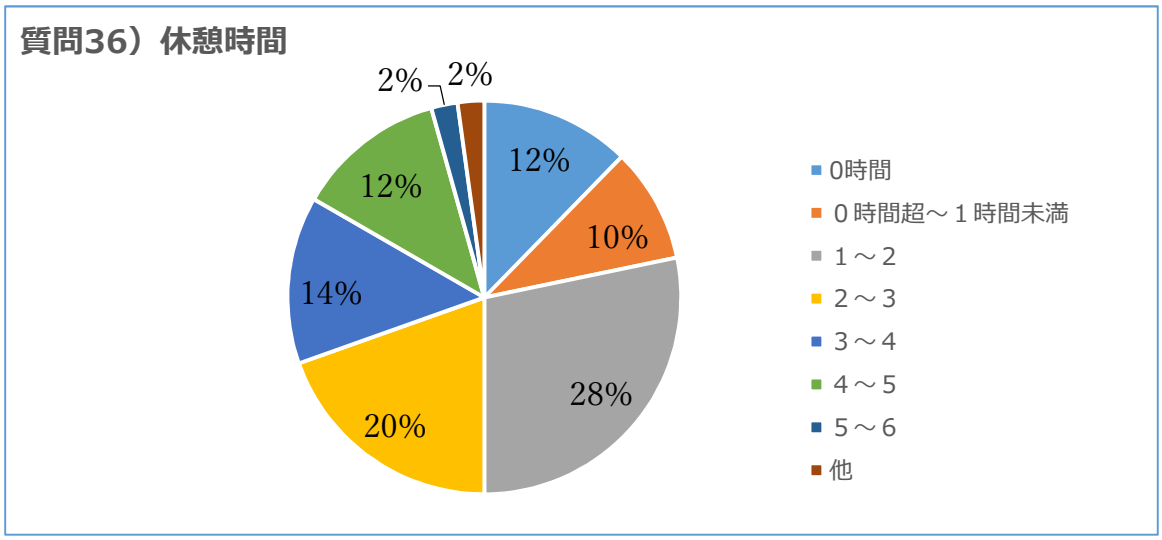
質問36）休憩時間
12%
10%
28%
20%
14%
12%
2%
2%
0時間
０時間超～１時間未満
１～２
２～３
３～４
４～５
５～６
他

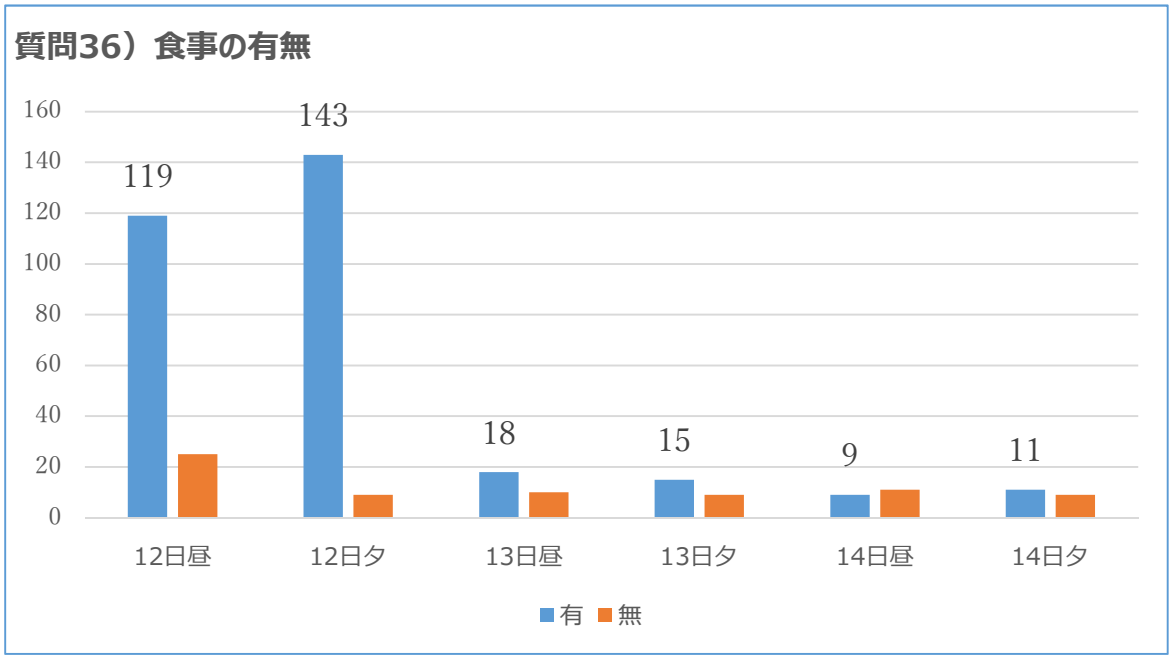
質問36）食事の有無
160
140
120
100
80
60
40
20
0
119
143
18
15
9
11
12日昼
12日夕
13日昼
13日夕
14日昼
14日夕
有
無

質問36）　睡眠時間

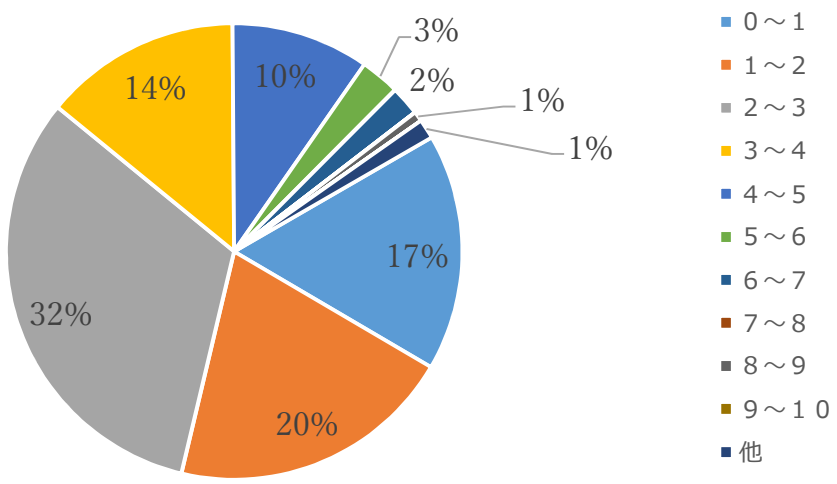

質問37）各避難所の洪水･土砂災害用避難所運営マニュアルについて

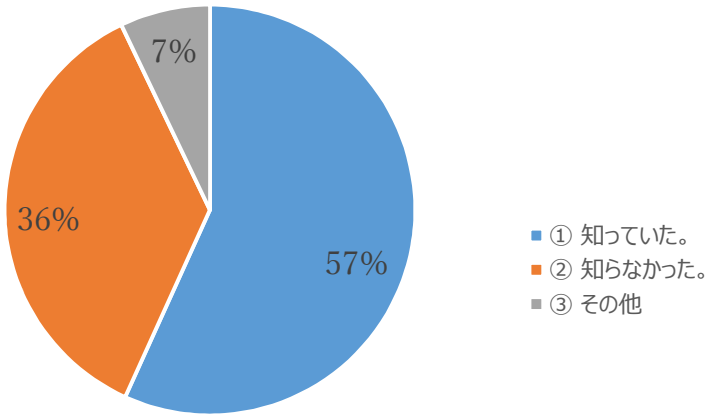

質問38）避難所開設訓練に参加したことはありますか？

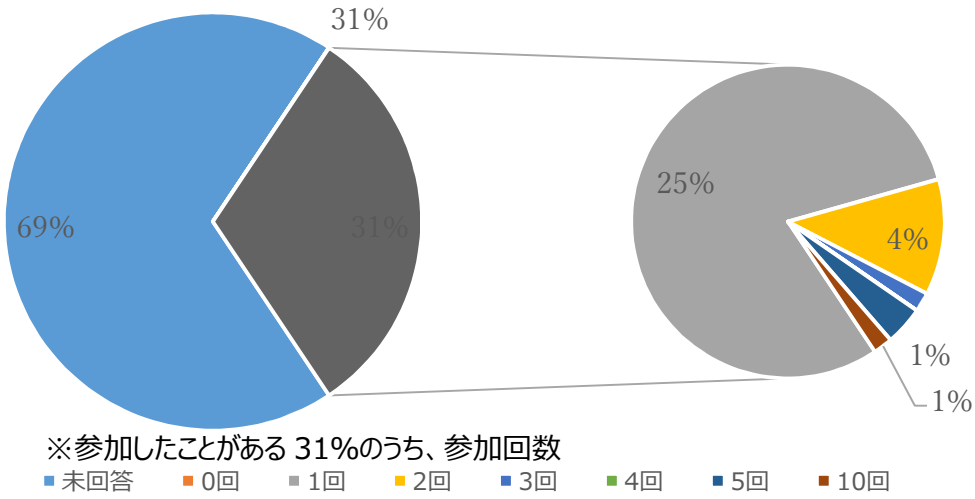

10 令和元年東日本台風における等々力緑地の浸水について

令和元年東日本台風における
等々力緑地の浸水について

令和２（２０２０）年４月

川崎市

目　次

1．調査の概要 1
2．等々力排水区の概要 1
2-1．等々力排水区の位置 1
2-2．等々力排水区における流入系統 2
3．浸水被害の情報 3
3-1．ヒアリング結果 3
3-2．等々力緑地における過去の被害状況 5
4．等々力緑地周辺の地盤高と多摩川水位との関係 6
4-1．等々力雨水幹線における主なマンホール地盤高 6
4-2．多摩川水位 7
4-3．等々力排水区の排水系統及び地盤高と多摩川水位の関係 8
5．浸水シミュレーションによる検証 9
5-1．浸水シミュレーションの目的 9
5-2．浸水シミュレーションの概要 9
5-3．浸水シミュレーションの条件設定 10
5-4．浸水シミュレーションによる検証結果 11
5-5．浸水シミュレーションによる時系列での浸水状況 12
6．溢水原因のまとめ 14
6-1．考察 14
7．今後の対応方針 15

1．調査の概要

等々力緑地において、過去に例の無い浸水被害が発生したことを受け、その原因について調査を行った。調査を行うにあたっては、浸水被害のヒアリング、周辺地域の特徴、下水道施設の状況、当日の基礎情報をふまえ検証を行った。

2．等々力排水区の概要

2-1．等々力排水区の位置

等々力排水区は中原区の西部、高津区との区界付近に位置しており、排水区の面積(125ha)は、中原区全体の約8%を占めている。下水排除方式は、分流式であり、排水区内の下水道施設として、汚水を処理する等々力水処理センターと雨水を排除する等々力ポンプ場がある。

図 2-1-1 等々力排水区周辺地域の位置図

図 2-1-2 航空写真

2-2. 等々力排水区における流入系統

等々力排水区は、自然流下で雨水を排除する自然排水区域（70ha）と等々力ポンプ場のポンプで雨水を排除するポンプ排水区域（55ha）で構成される約 125ha の排水区域である。それぞれの排水区域の雨水は、等々力ポンプ場内で等々力水処理センターの放流水と合流し、放流渠から多摩川に排水される。

なお、排水先は東京都の刈水を考慮し、田園調布（下）水位観測所付近となっている。

図 2-2-1　等々力排水区における流入系統

表 2-2-1　等々力排水区おける排水能力

等々力排水区	排水面積 (ha)	計画最大流出量 (m^3/s)	現場揚水能力 (m^3/s)
①等々力雨水幹線（自然排水区域）	70	4.682	
②等々力1号雨水幹線（ポンプ排水区域）	55	2.284	2.400
③等々力放流幹線		6.780 (13.414)	13.5

（　）は非常時放流

3．浸水被害の情報

図 3-1 に令和元年東日本台風による等々力緑地周辺地域の浸水状況をまとめる。

図 3-1【A】は市民ミュージアム館長へのヒアリング結果、【B】は等々力硬式野球場建設工事関係者へのヒアリング結果に基づく水の流れを示している。青の矢印は当日の水の流れを示しており、水が低地へ流下していった状況が窺える。赤の数字は、令和元年 10 月 12 日 23 時頃及び 10 月 13 日朝の現場写真の撮影箇所を示している。

写真 3 から溢水している水が透明であることが確認できる。

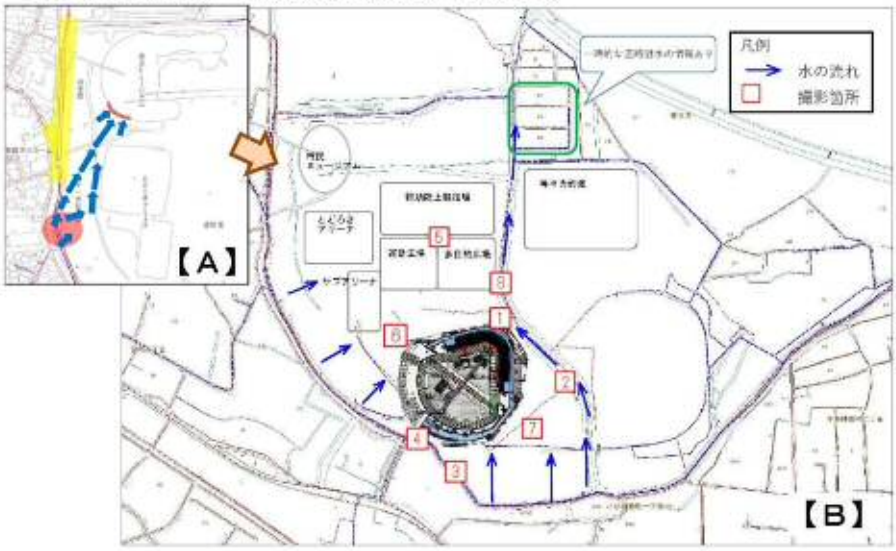

図 3-1　ヒアリング結果に基づく水の流れ

3-1．ヒアリング結果

(1) 市民ミュージアム館長へ【A】

ヒアリング元・上下水道局下水道部中部下水道事務所　～令和元年 10 月 21 日実施～

とどろきアリーナ前（バス停）方面のマンホールから溢水し、等々力緑地を経由して市民ミュージアム低地へ流入していった。

(2) 等々力硬式野球場建設工事関係者の方へ【B】

ヒアリング元・上下水道局下水道部施設保全課　～令和元年 11 月 22 日実施～

・10 月 12 日 23 時頃から周辺パトロールを実施（写真 1 ～ 4） ・溢水した水は透明（臭いも特になし） ・翌 13 日 6:00 頃に再度パトロールを実施（写真 5 ～ 8）　写真 8 に溜まっていた水は、マンホールを開けたところ排水された。

令和元年 10 月 12 日 23 時頃

令和元年 10 月 13 日６時から８時頃

4

3-2. 等々力緑地における過去の被害状況

等々力緑地における台風の影響による浸水記録を確認したところ、昭和 49 年から平成 30 年まで浸水は発生していなかった。

表 3-2-1 多摩川の高水位と等々力緑地の浸水記録

年 月 日	事象	多摩川田園調布（下）水位観測所 歴代最高水位 [m] 注1	等々力緑地の浸水記録有無
昭和 49 年 9 月 1 日	多摩川水害	7.44	無
昭和 57 年 7 月 31 日 ～ 8 月 4 日	台風第 10 号	7.78	無
平成 19 年 9 月 5 日 ～ 9 月 7 日	台風第 9 号	8.05	無
平成 29 年 10 月 22 日 ～ 10 月 23 日	台風第 21 号	7.78	無
令和 元年 10 月 12 日 ～ 10 月 13 日	台風第 19 号	10.31	有

注1 国土交通省 水文水質データベースより（観測水位を記載）

4．等々力緑地周辺の地盤高と多摩川水位との関係

4-1．等々力雨水幹線における主なマンホール地盤高

図 4-1-1 に、自然排水区域の雨水を排除する等々力雨水幹線の主なマンホールの位置（A 地点～F 地点）及び各マンホールの地盤高を示す。A 地点～D 地点のマンホールの地盤高は、今回の台風で記録された多摩川の田園調布(下)水位観測所での最高水位 10.31m より低いことがわかる。

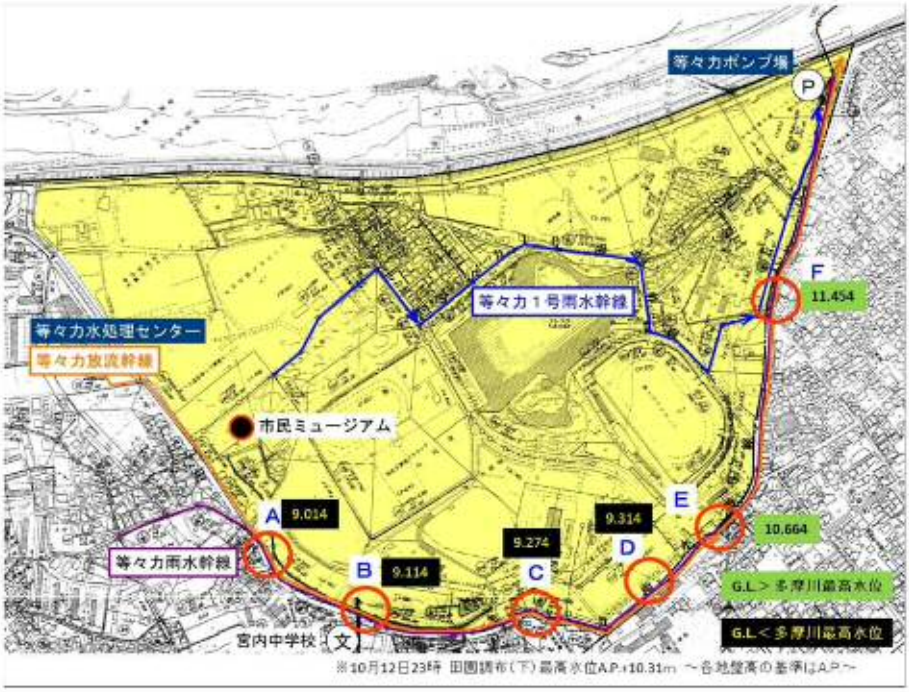

図 4-1-1　等々力雨水幹線における主なマンホール地盤高

4-2. 多摩川水位

国土交通省で管理する田園調布（下）水位観測所の水位データ（以下、多摩川水位いう）を図4-2-1に示す。

多摩川水位は12日16時30分頃に既往最高水位8.05mを超え、12日22時過ぎには計画高水位10.22mに達している。さらに、12日23時には過去最高水位となる10.31mを記録している。

次に、多摩川水位の年間最高水位の推移を図4-2-2に示す。

平成19年台風第9号の際に既往最高水位8.05mを記録しているが、昭和49年から令和元年東日本台風の前までに計画高水位（10.22m）を超える河川水位は一度も記録されていない。

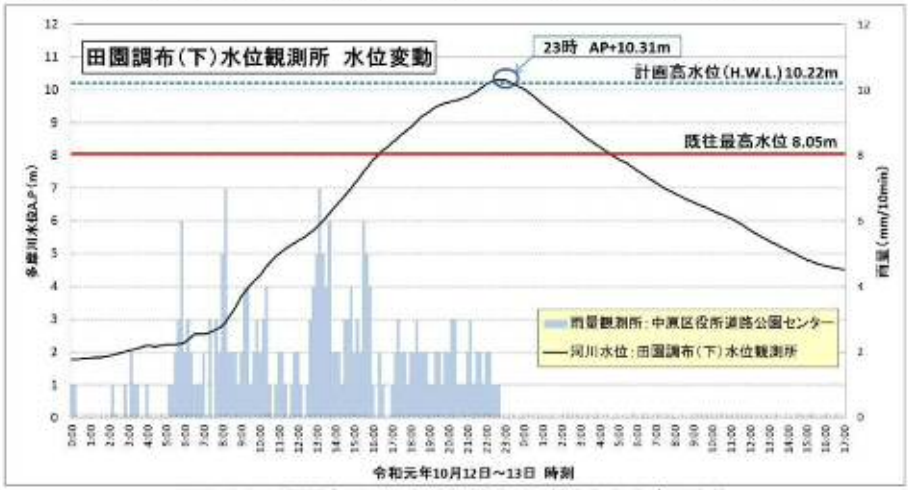

図 4-2-1 田園調布（下）水位観測所で記録された多摩川水位

図 4-2-2 多摩川水位における年間最高水位

4-3. 等々力排水区の排水系統及び地盤高と多摩川水位の関係

図 4-3-1 に等々力排水区の排水系統を模式的に示す。

青色の系統は、ポンプ排水区域の雨水であり、等々力 1 号雨水幹線から等々力ポンプ場で揚水され接合井に流入する。紫色の系統は、自然排水区域の雨水であり、等々力雨水幹線を経て自然流下で接合井に流入する。オレンジ色の系統は、等々力水処理センターから放流された水が接合井に流入する。これら 3 系統の水が接合井で合流し多摩川へ放流されている。

図の上部に、等々力雨水幹線と多摩川水位との関係を示しており、A 地点～D 地点が当時の多摩川の最高水位（10.31m）より低い状態になっていた。

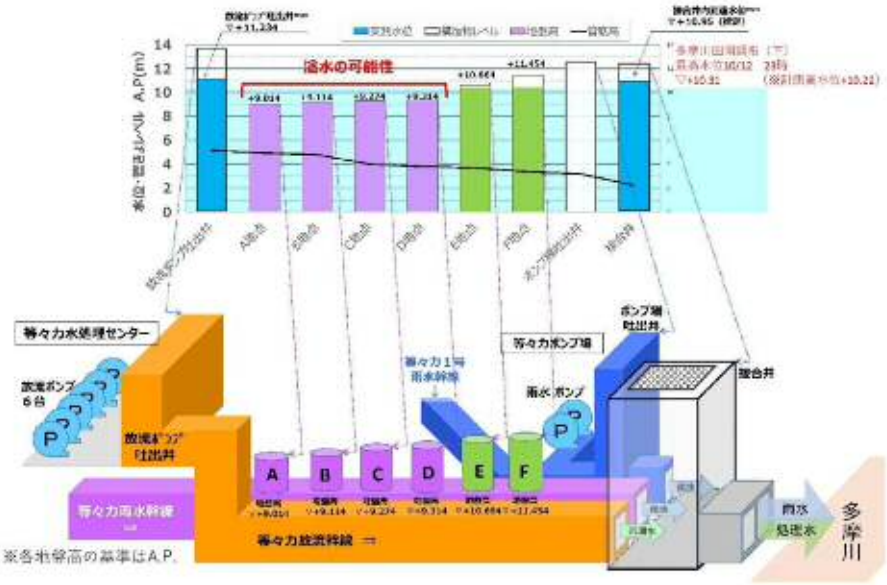

図 4-3-1 等々力排水区の排水系統及び地盤高と多摩川水位の関係

5．浸水シミュレーションによる検証

5-1．浸水シミュレーションの目的

浸水シミュレーションは、現地の地盤高や下水道施設などの現場条件、降雨状況に加え、過去最高を記録した多摩川水位の影響などを考慮して、当日の浸水被害の状況を再現するものである。

この浸水シミュレーションにより、浸水被害の原因や浸水の状況（浸水の広さ、深さ、量など）を検証することを目的とする。

5-2．浸水シミュレーションの概要

今回の検証においては、令和元年東日本台風襲来時の管きょ内の水位上昇や地表面の浸水の広がり方、水のたまり方などを再現し、浸水原因を把握するため、流出解析モデルを用いて浸水シミュレーションを実施した。

流出解析モデルの概要を以下に示す。

＜モデル概要＞

① 解析手法

下水管きょ内の計算を一次元解析モデルにて解析し、地表面に溢れた水を氾濫解析モデルを用いて二次元不定流モデルにて解析する。

この場合、地表面をメッシュ等で表現するため、道路・宅地等へ面的に広がる浸水状況を表現することができる。

② 使用ソフトウェア

流出解析モデル利活用マニュアル（発刊：公益社団法人 日本下水道新技術機構）に記載されているソフトウェアを使用。

③ 下水道施設等のモデル化

下水管きょや水路、ポンプ施設等をモデル化。

④ 地表面のモデル化

100m²（10m×10m に相当）を上限とするメッシュを作成し、国土地理院基盤地図情報 5m 標高メッシュの情報から各メッシュの平均地盤高を算出。

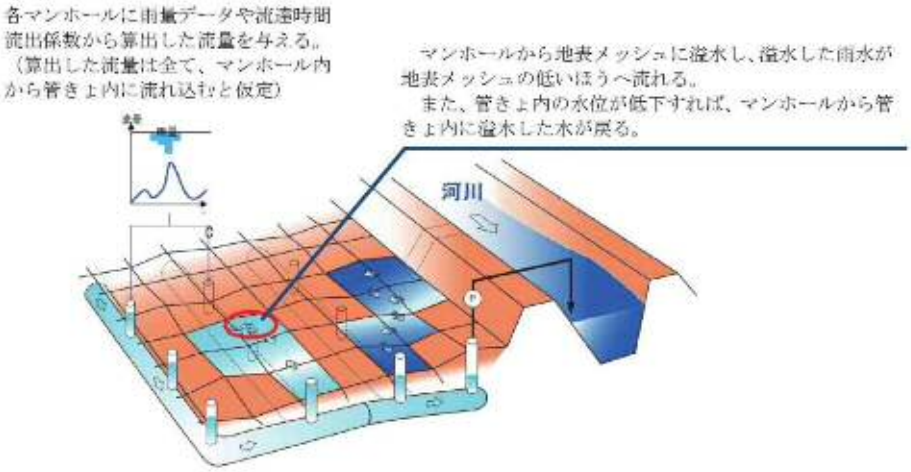

（出典：流出解析モデル利活用マニュアル（発刊：公益社団法人 日本下水道新技術機構））

5-3. 浸水シミュレーションの条件設定

(1) 降雨条件の設定

表 5-3-1　等々力排水区直近（中原区役所道路公園センター）雨量観測所データ

総降水量	２３８ｍｍ／日（１０月１２日）
最大時間降水量	３１ｍｍ／ｈ（１３時頃）

(2) 河川水位条件の設定

表 5-3-2　多摩川田園調布（下）水位観測所データ

当日の多摩川最高水位	Ａ．Ｐ．＋１０．３１ｍ（１０月１２日２３時）

5-4. 浸水シミュレーションによる検証結果

(1) 浸水面積・浸水深の再現

浸水シミュレーションにより、浸水面積・浸水深を再現した。その結果、浸水面積は約 13ha であり、最大浸水深はとどろきアリーナ側運動広場で 0.73m という結果となった。また、溢水量については、放流渠の能力低下により自然排水区域の雨水幹線に影響を与えた流量（117,000m³）と自然排水区域の枝線管きょから流入できなかった雨水量（26,600m³）を加えた、143,600m³が自然排水区域の雨水幹線から溢水したと算定された。

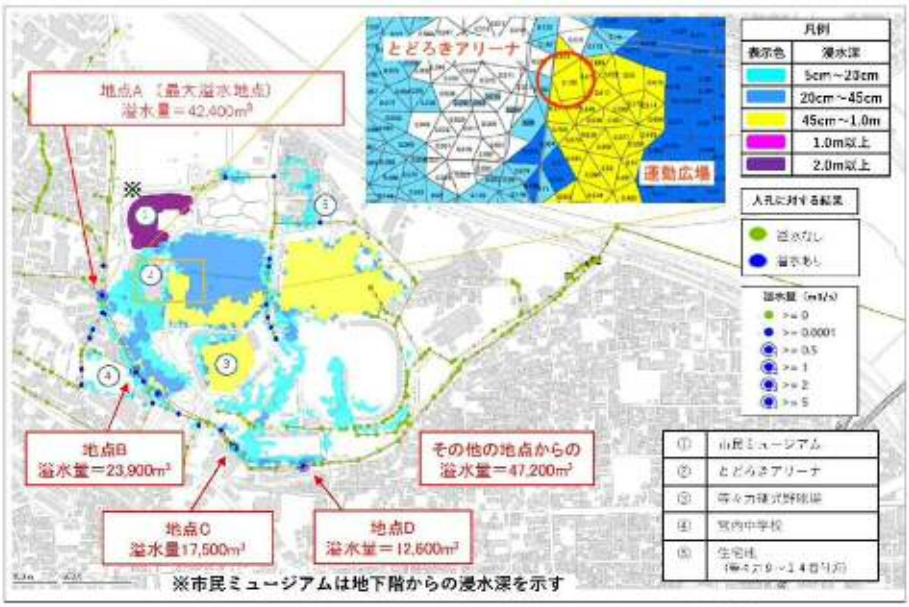

図 5-4-1 令和元年東日本台風における浸水シミュレーション結果

表 5-4-1 浸水シミュレーションによる浸水面積及び最大浸水深

浸水面積	約１３ｈａ（等々力釣池を除く）
最大浸水深	０．７３ｍ 運動広場（とどろきアリーナ側）

表 5-4-2 浸水シミュレーションによる溢水量

放流渠の能力低下により 自然排水区域の幹線に影響を与えた流量（①）	117,000m³
自然排水区域の枝線管きょから流入できなかった雨水量（②）	26,600m³
自然排水区域の幹線からの溢水量（①+②）	143,600m³

11

5-5. 浸水シミュレーションによる時系列での浸水状況

10月12日
17：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 8.38m

・この時点では浸水が発生していない。

10月12日
18：20

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 約9m

・シミュレーション上での溢水開始（12日17：20）の1時間後。溢水が低地へ流下。

10月12日
19：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 9.26m

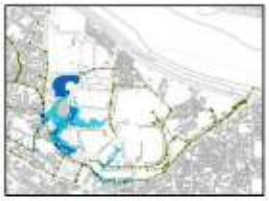

・低地への流下が進み、浸水域、浸水深ともに拡大。

10月12日
20：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 9.63m

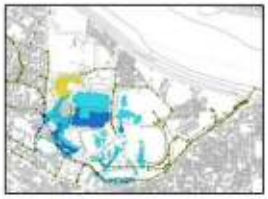

・浸水域、浸水深ともに更に拡大し、補助陸上競技場や運動広場へ流下。

10月12日
21：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 9.79m

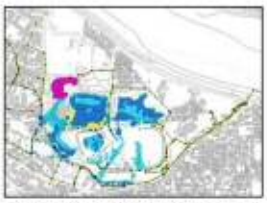

・各箇所の浸水の深さがさらに増し、等々力緑地への流下が進む。

10月12日
22：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 10.18m

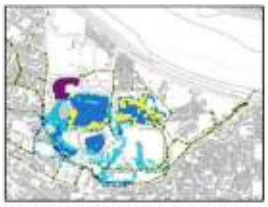

・各箇所の浸水の深さがさらに増す。

10月12日
23：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 10.31m

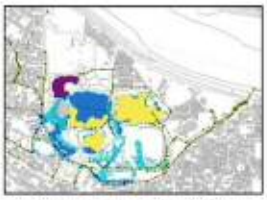

・多摩川田園調布（下）水位観測所の水位が最高到達水位の10.31mに達する。

10月13日
00：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 10.03m

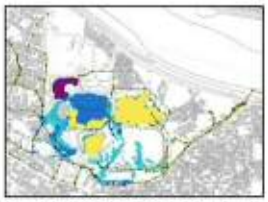

・10月12日23時と同程度の浸水となっている。

凡例	
表示色	湛水深
	5cm～20cm
	20cm～45cm
	45cm～1.0m
	1.0m以上
	2.0m以上

図 5-5-1　等々力緑地周辺の浸水状況の推移

12

10月13日
01：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 9.57m

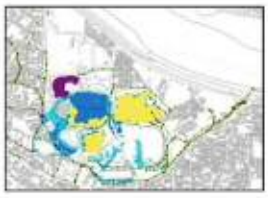

・00：00と比較して、浸水域、浸水深に大きな変化は見られない。

10月13日
02：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 9.14m

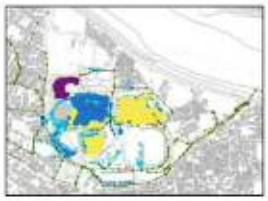

・1：00と比較して、浸水域、浸水深に大きな変化は見られない。

10月13日
03：00

田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 8.68m

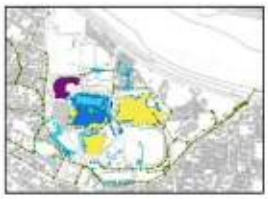

・河川水位の低下に伴い、浸水域、浸水深が減少している。（13日2:30に湛水終了）

10月13日
04：00
田園調布（下）
水位観測所
水位A.P. 8.28m

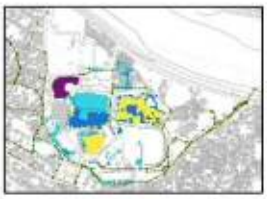

・河川水位の低下に伴い、浸水域、浸水深が減少している。

図 5-5-1　等々力緑地周辺の浸水状況の推移

凡例	
表示色	浸水深
	5cm～20cm
	20cm～45cm
	45cm～1.0m
	1.0m以上
	2.0m以上

6．溢水原因のまとめ

6-1．考察

等々力排水区では、昭和 57 年に等々力水処理センターが稼働しているが、これまでの間、今回と同様の浸水被害は起きておらず、当日においても、等々力水処理センターおよび等々力ポンプ場のポンプ排水は正常に運転していた。

しかしながら、今回、多摩川が計画高水位を超える過去にない河川水位となったことなどにより、放流渠から多摩川へ排水される量が減り、その影響として自然排水区内における地盤高の低いマンホールなどから溢水したものと考えられる。

図 6-1-1 河川放流量と河川水位の関係　（令和元年 10 月 12 日～13 日）

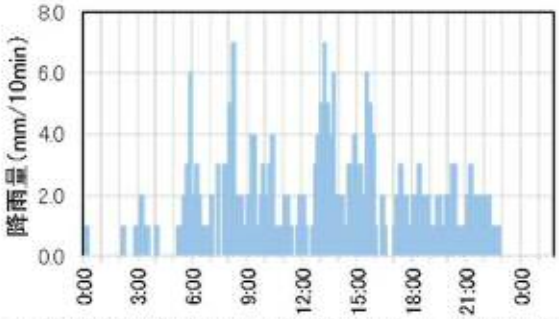

図 6-1-2 中原区役所道路公園センター雨量観測所データ（令和元年 10 月 12 日）

溢水の原因となった放流渠の排水能力

・河川水位が低く放流量が最大であった 10 月 12 日 16 時頃の放流渠の排水量は約 18m^3/s
・河川水位がピークとなる 23 時頃には約 8.1m^3/s まで低下（約 55%低下）

7．今後の対応方針

等々力排水区全体の雨水排水方法や浸水対策について、とどろきアリーナや市民ミュージアム、等々力緑地再編整備など、関係局区の取り組みと連携するとともに、既存ポンプ場のポンプや付随するゲートなどを有効活用した運用方法などについても再検討を行い、浸水被害の最小化をめざす。